

伊勢市のバリアフリー観光政策の進展について[†] －伊勢市総合計画・観光振興基本計画による分析－

伊 藤 薫*

概 要

福祉観光政策に先駆的に取り組んだ岐阜県高山市、同様に先進県である三重県と比較対照するために、伊勢市のバリアフリー（観光）施策が総合計画や観光計画上でどのように進展してきたかの基礎的な分析について、以下の4つの課題に取り組んだ。高山市同様に伊勢志摩地域は、1990年代に観光客が減少した。総合計画は市行政の最上位に位置する基本方針を示しており、本研究の分析に相応しい。

研究課題1：バリアフリー観光政策の必要性を日本的人口と旅行者数の将来推計から明らかにすること

21世紀において日本の人口は大幅に減少することがほぼ確実であり、同時に宿泊旅行は減少が予測されている。一方、バリアフリー観光施策を講ずることで、観光客数と観光消費額を維持・増加が可能となる調査結果がある。高齢旅行者が増加する21世紀の日本においては、高齢者家族の随伴旅行も考慮すると、バリアフリー観光政策が一層重要となる。

研究課題2：観光政策審議会と観光庁のユニバーサルツーリズムの取り組みを整理すること

政府の観光政策審議会は、1995年答申で「すべての人には旅をする権利がある」、「障害者、高齢者などの人々の旅行促進と環境整備」を表明した。また観光庁では2011年度からユニバーサルツーリズムの促進を検討してきた。2015年度の「効果検証」によると、受け手（観光地）の取組の効果検証として、地域関係団体、消費者個人双方からの満足度、今後の利用意向も極めて高い結果となった。送り手（旅行業者）の取組の効果検証として、利用者のユニバーサル旅行商品の満足度、今後の取組拡大への期待も受け手のバリアフリー旅行相談窓口同様高い結果となった。

研究課題3：伊勢市総合計画におけるバリアフリー政策あるいはバリアフリー観光政策の進展を整理すること

伊勢市総合計画においては、1974年第一期総合計画、1981年第二期総合計画、1986年第三期

† 本研究は、平成28年度・平成29年度日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究（C）（研究課題：21世紀の高齢化社会における岐阜県高山市の福祉観光都市政策の評価と今後の展望、課題番号：15K01971、研究代表者：伊藤薫）の一部を使用して実施した。本報告のために、伊勢市観光振興課、伊勢志摩バリアフリーツアーセンター、神宮司廳、伊勢市立図書館、三重県立図書館を始め各関係機関、バリアフリー旅館、住民の皆様をはじめ多数の方々にお世話になった。記して感謝いたします。しかし言うまでもなく、本報告に含まれる誤りは、全て筆者の責に負うものである。

* 岐阜聖徳学園大学経済情報学部。連絡先：kitoh@gifu.shotoku.ac.jp

総合計画及び1991年第四期総合計画では、バリアフリー施策が用語としては使用されていないが実質的に記述されている。1996年第五期総合計画において初めてバリアフリーとノーマライゼーションが登場したが、観光分野ではなく、福祉のまちづくり分野であった。2001年第六期総合計画では節タイトルに「バリアフリーのまちづくり」が記述された。2005年11月の4市町村合併後の第1次総合計画では、バリアフリー、ユニバーサルデザインの用語が使用されたが、観光分野ではなかった。2014年第2次総合計画で初めて観光分野でバリアフリーが使用され、「バリアフリー観光の推進」が市の基本施策として表明された。

研究課題4：伊勢市観光振興基本計画におけるバリアフリー政策あるいはバリアフリー観光政策の進展を整理すること

伊勢市観光振興基本計画の1995年計画では、バリアフリーなどの用語は使用されていないが、高齢者・障がい者を対象に実質的な内容が盛り込まれている。伊勢志摩の観光客が減少した当時の2003年計画では、伊勢のイメージを「衰退型観光地」と認識している。初めて「バリアフリー」が11か所使用されており、項目タイトルに「バリアフリー化の推進」が掲げられた。2008年計画では項目タイトルに「ユニバーサルデザインの推進」が、高齢化の伸展に対し「ハード、ソフト両面からバリアフリー対応が急務」とされた。2014年計画に至って、項目タイトルに「先進的なバリアフリー観光の取り組み推進」が掲げられ、伊勢市観光においてバリアフリー観光政策を全国の市町村の中でも先進的に推進することが初めて表明された。

1. はじめに

1.1 研究経過と研究課題

本研究は、高山市における福祉観光都市政策を評価するために、その比較対象群として三重県伊勢市のバリアフリー観光政策の進展を検討するものである。

筆者は、伊勢市のバリアフリー観光政策は、現在、日本のトップランナーの一つであると評価するが、その背後には三重県庁のバリアフリー観光施策の進展や特定非営利活動法人伊勢志摩バリアフリーツアーセンター（以下、伊勢志摩BFTCと略記する）の活躍がある。そこで三重県庁の総合計画や伊勢志摩BFTCの活動を考慮にいれながら、伊勢市役所の行政運営の最上位に位置する総合計画やその下位計画である観光振興基本計画の進展を検討して、伊勢市のバリアフリー施策、あるいはバリアフリー観光施策が伊勢市行政の中でどのように位置づけられてきたかを明確にしたい。

岐阜県高山市の福祉観光都市政策の変遷について、筆者は高山市の総合計画を使用して分析した（伊藤薰〔2015a〕）。高山市において、2001年3月策定の「第6次高山市総合計画<後期>」（土野守市長）においてバリアフリーが大きく取上げられ、「福祉観光都市」が目指された。また2010年3月策定の「第7次高山市総合計画」では「住みよいまちは行きよいまち」と優れた基本理念が定められ、高山市は定住環境と交流環境の両者の整備をめざした。高山市においては1996年から障害者・高齢者のモニターツアーが継続して試

みられたが、その切っ掛けは1990年代前半の観光客の急減であった（山本誠 [2003]）。

三重県のバリアフリー観光政策については、伊藤薫 [2016 b, 2017] で報告した。伊勢志摩地域の入込観光客数を伊勢神宮の遷宮に合わせて20年前と比較すると、1997年から減少が始まり、1994年に志摩市の志摩スペイン村が開業して観光客が増加したにもかかわらず、2004年には20年前と比較して382万人（▲27.3%）もの減少に達した。こうした伊勢志摩地域の観光客減少に対して、1997年策定の第4次三重県総合計画（北川正恭知事）において「観光地・リゾート地のバリアフリー化」が登場し、三重県の観光政策にバリアフリー化が初めて取り入れられたが、これは日本の都道府県の総合計画では早期の例と考えられる。同様に第5次三重県総合計画（野呂昭彦知事）においても戦略計画で「観光地のバリアフリー化」が明記された。その後、第6次三重県総合計画（鈴木英敬知事）においては「観光地のバリアフリー化」の語句はなくなったが、2013年6月に「日本一のバリアフリー観光推進県宣言」が鈴木英敬知事によりなされた^(注1)。2016年3月策定の「三重県観光振興基本計画（平成28年度～31年度）」においては、「（施策）日本一のバリアフリー観光の促進」を掲げている。更に具体的には「NPO法人伊勢志摩バリアフリーツアーセンターによって開発された「パーソナルバリアフリー基準」を採用し、関係団体等と協働しながらバリアフリー観光を推進します。」(p.17)と具体的な施策内容が記述されるに至っている。

こうした高山市の福祉観光都市政策や三重県のバリアフリー観光政策の進展に対して、本稿では伊勢市ではどのようなバリアフリー観光政策の進展があったかを検討したい。

バリアフリー施策、あるいはバリアフリー観光施策は、2つの大きな意義を持っている。

第1の意義は、県民の暮らしよさ、生活の質（QOL）を高めるという重要な意義である。暮らしよさあるいは生活の質（QOL）を高めることは行政にとって最大の存立目的であり、最重要政策課題である。バリアフリーはその重要な一分野となっている。

第2の意義は、長期的に進行してきた観光産業の衰退に対して、障害者・高齢者という新しい観光マーケットを創造することである。バリアフリー観光は今まで観光地を訪れることが少なかった人々の新しいマーケットを創造することをめざしている^(注2)。

さて伊勢市では一体どのようなバリアフリー観光政策を取っていただろうか。本研究はその基礎的な分析として、以下の4点の研究課題に取り組みたい。

研究課題1：バリアフリー観光政策の必要性を日本の人口と旅行者数の将来推計から明らかにすること

研究課題2：観光政策審議会と観光庁のユニバーサルツーリズムの取り組みを整理すること

研究課題3：伊勢市総合計画におけるバリアフリー政策あるいはバリアフリー観光政策の進展を整理すること

研究課題4：伊勢市観光振興基本計画におけるバリアフリー政策あるいはバリアフリー観光政策の進展を整理すること

先行研究について述べる^(注3)。都道府県の総合計画についての先行研究をみると、主に

以下の3タイプに分かれる。

第1のタイプは、全国の都道府県・市町村の比較からその特徴を分析するものであり、平修久 [2003] はこれに入る。

第2のタイプは、行政の分野別特徴を総合計画から分析するものであり、沖村多賀典 [2009] はスポーツ政策について、田子健 [2000] は教育政策について論じている。観光についての先行研究は、都道府県については伊藤薫 [2016 b、2017] が三重県のバリアフリー観光政策に取り組んでおり、市町村については伊藤薫 [2015 b] が高山市の福祉観光都市政策に取り組んでいる。

第3のタイプは、特定の都道府県・市町村の総合計画について特徴を把握するものであり、北海道大学大学院法学研究科 [1998] は北海道について、角野幸博・今井良広 [1998] は兵庫県について論じている。

本研究は、第2と第3の両方の特徴を備えており、行政分野では観光政策を、市町村については伊勢市を対象としている。

観光計画（総合計画の実施計画に相当）を対象とした先行研究は、山梨県の観光計画を扱った花岡利幸・鈴木富蔵・橋田友春 [1987] と栃木県の観光総合計画を扱った手嶋潤一 [1991]、地方自治体全般について調査した梅川智也 [2008] が知られている。

また関連して、観光条例についての先行研究としては、後藤健太郎・梅川智也 [2008] がある。

1.2 全国・三重県・伊勢志摩地域・伊勢市観光の動向

それでは観光客数はどのように推移してきたのであろうか。これを（1）観光客減少の全国的な動向及び（2）三重県の推移と（3）伊勢志摩地域・伊勢市の厳しい実情に分けて確認したい。

（1）全国の観光客の動向

全国の観光客数の統計データについては、国勢調査のように長期的に変化が少ない安定した統計データを得ることがなかなか難しい（伊藤薫 [2014]）。観光客は長期的に減少傾向にあると考えられるが、その実態とこれが生じた理由についての先行研究は文献調査の結果ほとんどないことが判明した。後日、筆者は各種の統計データを整理して報告したいと考えている。

さて観光客数の統計データについては、他産業と同じように、需要サイド（消費者サイド）と供給サイド（企業サイド）の統計データがあるが、本節では比較的安定した調査がなされ長期比較が可能な統計データのうち、需要サイド（消費者サイド）の統計調査である総務省統計局「社会生活基本調査」の「旅行・行楽」の「行動者率」をみるとこととする。行動者率は、行動者率（%） = 行動者数／推定人口 × 100で求められ、旅行回数ではないことに留意してほしい。「社会生活基本調査」について詳しくは、伊藤薫 [2016 a] を参

照していただきたい。

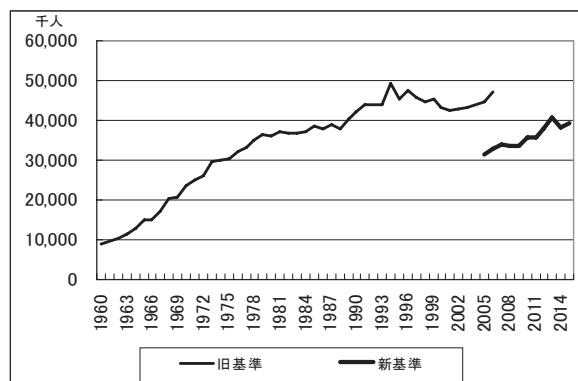
1986年から2011年までの25年間の「旅行・行楽」に関して、行動者数と行動者率は以下のような変化が見られた。

- ① 男女計では、行動者数は日帰り行楽が2001年をピークに減少に転じ、宿泊を伴う国内観光旅行は1986年から減少を続けている。行動者率では日帰り行楽が1996年をピークに低下となり、国内観光旅行は1986年から低下を続けている。
- ② 男は男女計と同じ傾向であり、女が男女計と相違するのは国内観光旅行の行動者数のピークが1996年であることである。
- ③ 年齢別にみると、日帰り行楽については男女共総じて2001年がピークであり、2011年にかけて低下してきた。国内観光旅行は男女共1986年から低下傾向を続けてきた。
- ④ 行動者率が最も低いのは70歳以上であり、60-69歳より大幅に低下する。

以上のように、日本人の宿泊を伴う国内観光旅行は1986年から長期的に減少傾向が続いている、日帰り行楽は2000年前後から低下を続けてきたことが判明した。日本の人口が減少する以前から、日本の観光産業は厳しい状況にあることは明確である。

(2) 三重県の観光客の動向

「三重県観光レクリエーション入込客数推計書」が継続的に公表されてきた。図1-1に示すように、1960年から三重県の入込客数は順調に増加を続けてきたが、1993年の第61回神宮式年遷宮が終了してから1994年に志摩スペイン村が多くの観光客を呼んだにも関わらず2000年前後の入込客数の減少は厳しかった。しかし2000年代後半からは増加に転じている。



注) 1973年に第60回神宮式年遷宮、1993年に第61回神宮式年遷宮、2013年に第62回神宮式年遷宮。1994年4月22日に志摩スペイン村(志摩市)が開業。
出所) 三重県『観光レクリエーション入込客数推計書』各年、三重県『平成27年三重県観光レクリエーション入込客数推計書』より筆者作成。

図1-1 三重県の入込観光客数(実数)の推移
(1960年~2015年)

表1－1 三重県の観光消費額とそのGDPに占める割合 (%)

年次	GDP(10億円)	観光消費額(10億円)	割合(%)
2010年	7,390.9	444.9	6.0
2011年	7,140.3	447.3	6.3
2012年	7,326.5	453.5	6.2
2013年	7,688.9	534.2	6.9
2014年	—	465.7	—
2015年	—	483.0	—

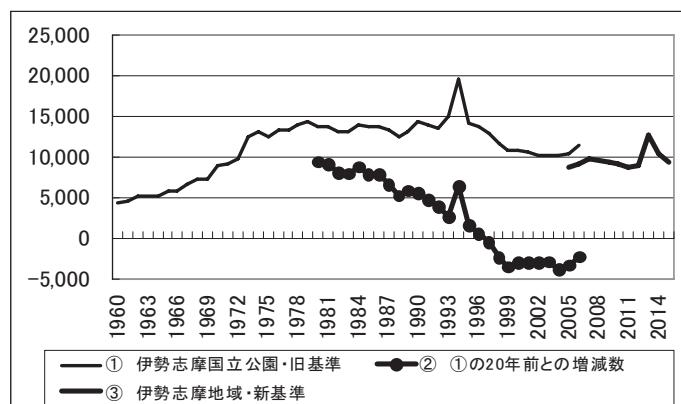
注) GDPは年度データである。

出所) 三重県GDPについては、「平成25年度三重県民経済計算結果」(平成27年12月)により、観光消費額は、「三重県観光振興基本計画(平成28年度～31年度)」(平成28年3月)などにより筆者作成。

三重県庁の推計による観光消費額が2010年から公表されている(表1－1)^(注4)。三重県庁推計による県内総生産(GDP)に対する観光消費額の割合は6%から7%程度であり、観光産業が三重県での重要な産業であることが分かる。

(3) 伊勢志摩地域と伊勢市の観光客の動向

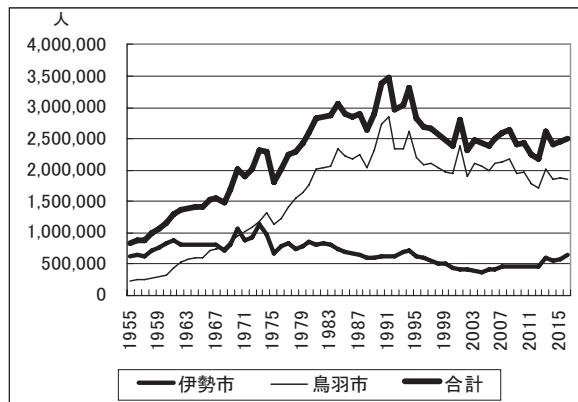
次に伊勢志摩地域の入込観光客数をみてみよう(図1－2)。ここでは神宮式年遷宮を考慮して、20年前との増減数を明示した。図1－2から明らかなように、1997年から20年前に比較して減少となっており、その減少数の最大は2004年に382万人もの大幅減少(▲27.3%)であった。2005年以降は新基準による入込客数が公表されているが、2015年の932万5千人は2007年の972万5千人よりも少ない。



注) 1973年に第60回神宮式年遷宮、1993年に第61回神宮式年遷宮、2013年に第62回神宮式年遷宮。1994年4月22日に志摩スペイン村(志摩市)が開業。

出所) 三重県『観光レクリエーション入込客数推計書』各年、三重県『平成27年三重県観光レクリエーション入込客数推計書』より筆者作成。

図1－2 伊勢志摩の入込観光客数(実数)の推移
(1960年～2015年、単位：千人)



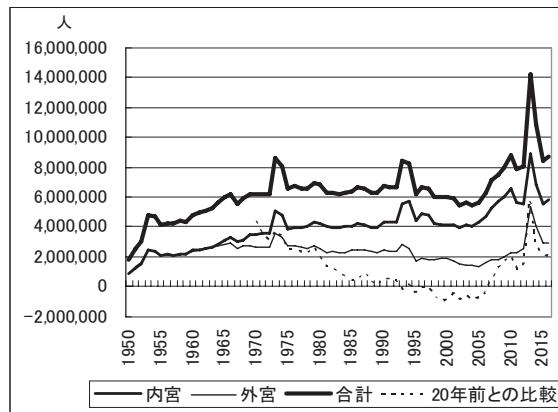
注) 伊勢市は、旧・二見町を含む。

出典) 伊勢市観光振興課「平成27年伊勢市観光統計」など及び鳥羽市観光課
「平成27年観光統計資料」などにより筆者作成

図1－3 伊勢市・鳥羽市の宿泊者数の推移
(1955年～2015年)

こうした伊勢志摩地域の入込客数が減少する中で、伊勢市と鳥羽市の宿泊客も同様に減少を続けている(図1－3)。伊勢市と鳥羽市の宿泊者数の合計数は、1955年から増加を続けてバブル経済の最盛期の1991年に3,486,791人で最大となった。その後はほぼ一貫して減少を続けてきたが、2012年の2,176,366人をボトムとしてやや増加に転じている。伊勢市と鳥羽市を比較すると、長期的には大きな変化があった。鳥羽市ではホテル・旅館の新設が続いて収容客数が増加した。1955年には伊勢市の宿泊者数が鳥羽市を上回っていたが、1968年に鳥羽市が優勢となって以来、鳥羽市は増加、伊勢市は減少となっている。そして鳥羽市は、1991年に2,861,342人を記録して以来、長期的な減少傾向となっている。伊勢市は、2004年に375,284人と最低を記録した後に、現在まで反転増加傾向が続いている。2013年に第62回神宮式年遷宮があり、2016年に伊勢志摩サミットがあって、2016年の両市の宿泊者数は2,459,122人であったが、1991年の最大値に比較してなお103万人の大幅減少となっている。

以上のように、宿泊者数でみても伊勢市、鳥羽市の観光産業は厳しいことは明確である。伊勢市の観光客入込数については、伊勢市役所は伊勢神宮の参拝者数を採用している。そこで、その推移をみてみよう(図1－4)。伊勢神宮の参拝者数(内宮と外宮の合計)は、式年遷宮のある20年ごとに増加し、その中間年は減少というパターンを繰り返してきた。20年前との比較では、伊勢志摩地域の観光客入込数が低迷した1993年から2006年にマイナスの年次が多いが、近年増加となっており、2013年(第62回式年遷宮)には14,204,816人と大幅増加を記録している。しかしこの伊勢神宮参拝客数の増加は、図1－3に示した宿泊者数には一部しか反映していない。



注) 還宮は、1953年、1973年、1993年、2013年である。
20年前との比較で減少年次は、1993年、1995年、1996年、1998年から
2006年である。

資料) 伊勢市観光振興課「平成28年伊勢市観光統計【資料編】」により筆
者作成。

図1-4 伊勢神宮の参拝者数の推移
(1950年から2016年)

1.3 研究方法

伊勢市のバリアフリー（観光）政策の変遷を分析するために、なぜ総合計画が最適なのであろうか。

その理由は、第1に、市町村の総合計画が市行政の最上位に位置する基本方針であり、市役所の意思が表明されているからである。例えば2000年前後に策定された都道府県の総合計画を比較検討した平修久〔2003〕によれば、アンケート調査結果（有効回答数41都道府県）において「長期総合計画の性格」として「行政運営の最上位に位置する基本的方針」が97.6%で最も多かった。

第2の理由は、総合計画では市行政のあらゆる分野が網羅されており、バリアフリー、ユニバーサルデザインあるいはノーマライゼーションなどの施策が一体どの分野から始まり、観光政策にはいつから取り入れられたかが明確になるからである。

以上の2点のうち、第1の「行政運営の最上位に位置する基本的方針」であることについて調べてみよう（伊藤薰〔2015〕第4節参照）。

市町村の総合計画については、1969年3月25日公布・施行の地方自治法改正（昭和四十四年法律第二号）により、地方自治法第2条第5項（後に地方自治法第2条第4項に改訂）が追加され、総合計画の策定が市町村に義務付けられた（都道府県については、定めがない）。その条文を紹介すると、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」である。この条文を根拠として、市町村は基本構想を始めとする総合計画を策定してきた。すなわち総合計画は「市政の大方針を市が表明したもの」であるといえる。つまり地方自治法の条文上において基本構想で代表され

る総合計画が市町村において最高の位置づけを持った計画であることが、法律上明確に規定されていた。その変遷の分析は、本研究にまことに相応しい研究手法であると考えるものである。

現在では、地方自治法第2条第4項は、「地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十五号）」が2011年5月2日に公布後、2011年8月1日に施行され、この規定が廃止された。そこで、市町村は基本構想を策定する法律的な義務はなくなった。市町村独自の判断で策定することとされているが、多くの市町村で現在でも総合計画は策定されている。

2. バリアフリー観光政策の必要性（1）：障がい者・高齢者の旅行の実態

障がい者・高齢者の旅行希望と実際に旅行に出かける回数は乖離があるのであろうか、あるいは一致しているのであろうか。この統計資料はなかなか見出すことが難しい、現在までに見出した2件の資料を紹介する。今後、関連資料の発掘が必要である。

2.1 社団法人日本観光協会による障害をもつ人の旅行体験率

社団法人日本観光協会は、1992年より「障害者・高齢者等の旅行促進に関する調査研究」を行ない、その結果は1993年3月に同名の報告書がまとめられているが、その原本は日本観光推進協会（社団法人日本観光協会が発展したもの）においても未確認である。

そこで、もっと優しい旅への勉強会編・草薙威一郎監修 [1995] p.59と社団法人日本観光協会 [1995] pp.78-79に引用された調査結果をまとめると、障害別の旅行経験率は表2-1のようになる。国内宿泊観光旅行を過去1年間に経験した人の割合は、総数で64.2%に達しており、過去5年間の海外旅行経験率も24.8%と高い割合となっている。日本観光協会『観光の実態と志向』によれば、国民一般に1992年調査で57.9%であって、障害を持つ人の旅行経験率は遜色ない高い数値となっている。しかし「行きたい人」の割合は8割から9割であって、旅行希望は大きく、希望があっても旅行に行けなかった人が相当数いることを示している。

また同じ調査結果で、高齢者の旅行参加希望と過去1年間の国内宿泊観光旅行については、表2-2のようになっている。加齢に伴って「是非行きたい」割合は低下するが、実際の「過去1年間の国内宿泊観光旅行」の旅行経験率は、70歳代の70%前後から80歳代の40%前後に急落している。しかし「是非行きたい」という旅行希望は80歳代でも40%以上の希望率があることがわかる。また「健康に不安」な者は「是非行きたい」比率が健康者に比較して15-20%程度低いが、実際の旅行参加率は56.3%とかなり高い。そこで高齢で「健康に不安」な高齢者が旅行に行きやすくなる方策が重要であることが分かる。

表2-1 障害をもつ人の旅行希望と旅行経験率 (%)

区分	回答者数	旅行の参加希望	国内宿泊観光旅行 (過去1年間)	海外旅行 (過去5年間)
肢体不自由 (車いす利用)	304	行きたい人は8割	59.9	26.3
肢体不自由 (車いすなし)	220	行きたい人は86.8%	65.0	26.8
視覚障害	148	9割が旅行に行きたい、そのうち6割がぜひ行きたい	59.5	21.6
聴覚障害	204	行きたい人が9割以上	74.5	32.8
知的障害	116	行きたい人は8割弱	63.8	19.5
内部障害・その他	106	84.4%が行きたい	58.9	18.9
総数	1098	—	64.2	24.8

注) 国内宿泊観光旅行(過去1年間)、海外旅行(過去5年間)。

原資料) 社団法人日本観光協会『障害者・高齢者等の旅行促進に関する調査研究』(1993年3月)

出典) もっと優しい旅への勉強会編・草薙威一郎監修『障害者旅行ハンドブック』1995年7月、学苑社)、社団法人日本観光協会『観光立国への戦略』1995年8月、pp.78-79

表2-2 高齢者の旅行希望と旅行経験率 (%)

	是非行きたい	どちらかと言うと 行きたくない	過去1年間の国内宿泊 観光旅行
60歳代男	55.4	32.7	74.3
60歳代女	57.4	33.0	68.1
70歳代男	51.1	42.2	67.8
70歳代女	47.1	35.7	72.9
80歳代男	42.9	38.1	42.9
80歳代女	48.1	14.8	37.0
75歳未満健康	57.8	34.1	73.1
75歳以上健康	53.4	36.2	60.3
健康に不安	37.7	39.7	56.3

原資料) 社団法人日本観光協会『障害者・高齢者等の旅行促進に関する調査研究』(1993年3月)

出典) 社団法人日本観光協会『観光立国への戦略』1995年8月、pp.84-85

2.2 リクルートライフスタイルによる足腰に不安を抱える人の旅行希望 (2016年)

リクルートライフスタイル社(東京都千代田区、旅行情報誌『じゃらん』を編集)は、2016年9月3日と4日にインターネットを通じて、足腰に不安を抱える人を対象に調査を実施した(2016年12月9日付け日経MJ(流通新聞)、以下、この記事による)。

20-74歳の男女のうち、足腰が不自由な身体障害者か、要介護状態である本人のほか家族を対象に300人から回答を得た。その結果、足腰に不安を抱える人の91.7%が旅行したいことがわかった。そのうちの43%が旅行の経験や計画がなく、旅行を諦めている。体調への不安以外に、観光地や宿泊先がバリアフリーに対応しているか不明な点が旅行の障壁となっているようだ。

ネットや本に記載されている情報だけでは不足していると感じている人は94.7%を占めた。宿泊先の下見を希望する人は76.3%で、足腰が不自由な人は宿泊先の設備や構造などの詳細情報を必要としていることがわかった。

3. バリアフリー観光政策の必要性（2）：日本の人口と旅行者数の将来推計

3.1 日本人口の将来推計（2017）

日本人口の将来推計は、国立社会保障・人口問題研究所によって、5年ごとの国勢調査の終了後に毎回実施されてきた。最新の推計結果は、2017年推計である。出生率と死亡率についてそれぞれ高位、中位、低位の仮定があるが、通常使用されている出生率が中位、死亡率が中位の推計結果を表3-1に示す。

この2017年推計結果で2015年以降の変化の大勢をみてみよう。10年ごとの数値においては、①日本人口は、2015年の127,095千人を最大値に、2065年に88,077千人まで減少を続ける。②0-14歳人口と15-64歳人口については、絶対数が減少すると共に、構成比も低下する。③65歳以上人口については、2015年33,868千人から2045年の39,192千人に増加し、2065年は33,810千人に減少するものの、構成比は上昇を続け、2065年は38.4%に達する。

表3-1 国立社会保障・人口問題研究所による日本の将来推計人口（平成29年推計）

年次	人口(千人)				構成比(%)			
	総数	0~14歳	15~64歳	65歳以上	総数	0~14歳	15~64歳	65歳以上
2015年	127,095	15,945	77,282	33,868	100.0	12.5	60.8	26.6
2025年	122,544	14,073	71,701	36,771	100.0	11.5	58.5	30.0
2035年	115,216	12,457	64,942	37,817	100.0	10.8	56.4	32.8
2045年	106,421	11,384	55,845	39,192	100.0	10.7	52.5	36.8
2055年	97,441	10,123	50,276	37,042	100.0	10.4	51.6	38.0
2065年	88,077	8,975	45,291	33,810	100.0	10.2	51.4	38.4

注) 各年10月1日人口。出生中位、死亡中位のケースによる。

2015年は、総務省統計局『平成27年国勢調査 年齢・国籍不詳をあん分した人口（参考表）』による。

日本人口が1億人を下回るのが、平成65年（2053年）の99,240千人と予測されている。

出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」2017年4月10日の表1-1（p.17）から筆者作成。

3.2 日本の観光客数の将来推計（その1：日本政策投資銀行 [2012]）

それでは、今後、日本の観光客数は増加するであろうか、横ばいであろうか、あるいは減少するであろうか。これについては、日本政策投資銀行により宿泊旅行の予測結果が公表されている（日本政策投資銀行 [2012]）^(注5)。

その「国内宿泊需要の見通し」は、以下のように述べられている（p.10）。

○国内宿泊需要の中長期的な見通しを宿泊旅行参加回数で予測すると、生産年齢人口等の推移から、2010年から2030年（20年間）で▲16.9%減少するという結果になった。

○国内宿泊需要については、邦人シニア層（とりわけ団塊の世代）による需要拡大への期待がある。しかし宿泊旅行参加回数の多い60～69歳の人口は、団塊の世代（1947年～1949年生まれ）が70歳に移行し始める2017年を境に減少に転ずるため、邦人シニア層による下支えには限界がある。

○以上から、観光旅行の宿泊需要は、年間延べ数千万人の単位で減少する可能性がある。

このため、国内需要に限っていえば、観光業界の地盤沈下を防ぐには、さらなる需要獲

得の方策を講ずるか、需給調整を行うか、あるいはその双方に取り組む必要があるということになる。

以上の結果のうち、推計結果の数値を具体的に記述すると、「全国ベースの宿泊旅行延べ参加回数は、2010年の1億3,800万回、2030年の1億1,500万回に▲16.9%減少するという結果になった。」(p.12)とされている。長期的には、減少数はさらに大きな数字となるであろう。

3.3 国内宿泊観光旅行市場およびユニバーサルツーリズム市場の推計（その2：公益財団法人ちゅうごく産業創造センター [2015]）

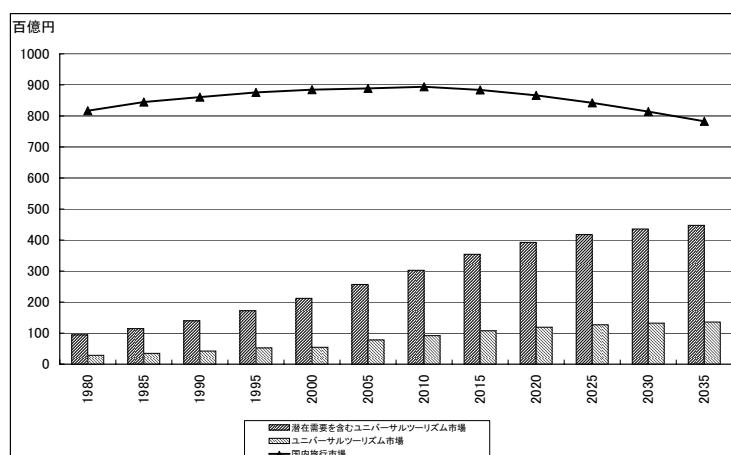
2番目の推計結果として、公益財団法人ちゅうごく産業創造センター [2015] がある。その概要は以下のとおりである (p.ii) (図3-1参照)。

「拡大が見込まれるユニバーサルツーリズム市場

試みとしてユニバーサルツーリズム市場（65歳以上のユニバーサルツーリズムの対象者と同伴者の宿泊観光旅行の消費額）を推計した。

国内旅行市場（宿泊観光旅行）が人口減少の影響により縮小傾向にある中、ユニバーサルツーリズム市場は増加傾向にある。特に潜在需要（旅行を諦めている65歳以上のユニバーサルツーリズムの対象者）を含めた市場は、平成22年の3兆3百億円から10年後の平成32年には3兆93百億円となり国内市場の4割以上を占めると推計される（図表1）。

ユニバーサルツーリズムは拡大が見込める市場である。」



注) 2035年の国内旅行市場（宿泊観光旅行）の市場規模は、7兆8270億円と推計されるがユニバーサルツーリズム市場は1兆3590億円（17.4%）と推計され、潜在需要を含むユニバーサルツーリズム市場の場合には、4兆4740億円（57.2%）に相当すると推計される。

資料) 総務省統計局「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計」、厚生労働省「国民生活基礎調査」、内閣府「高齢者の経済生活に関する意識調査」、公益財団法人日本観光振興協会「観光の実態と志向」を基に株式会社山陰経済経営研究所で推計。

出典) 公益財団法人ちゅうごく産業創造センター『高齢化社会におけるユニバーサルツーリズムを軸とした観光振興施策の検討調査』2015年3月、p.12の図表1.8により筆者作成。

図3-1 国内旅行市場およびユニバーサルツーリズム市場の推計

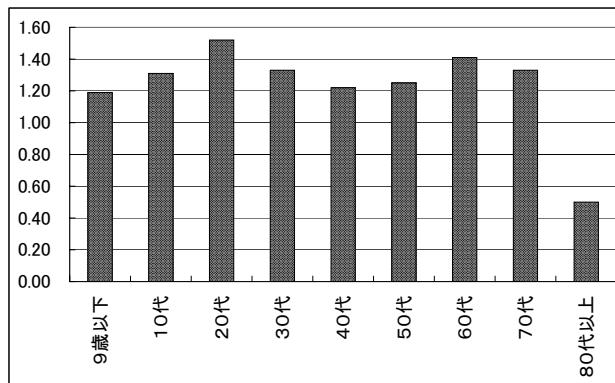
3.4 日本の観光客数の将来推計（その3：国土交通政策研究所[2016]）

3番目の観光客の将来推計として、国土交通省国土交通政策研究所[2016]がある。この研究における推計方法は、「1人当たり宿泊旅行回数は、2014年の平均回数（1.26回）が経年で変化しないものと仮定し、人口将来推計より、国内宿泊旅行延べ人数を算出。」とあり、人口の減少率と国内宿泊旅行の減少率は同じとされている。

この研究の結論が以下のように示されているのでそのまま引用する（「要旨」の最初のページ）。

「我が国の人口減少に伴い、国内宿泊旅行市場は縮小すると予想されるが、世代別の年間旅行回数が70歳以上になると急減するところ、60代の旅行回数を維持させることができれば、旅行回数の増加と世代人口の増加の相乗効果で国内旅行市場を拡大させる可能性がある。」

図3-2に年齢別の人1人当たり年間平均国内宿泊回数を示した。これによると60代は1.41回であるのに対し、70代は1.33回、80代以上は0.50回となっている。筆者の推測であるが70代の前半（前期高齢者）は60代に近く高い数値であり、70代の後半（後期高齢者）は80代に近く、相当低い数値ではないだろうか。そこで70代後半や80代以上の旅行客を増加させることができれば、当該年齢の人口増加と相俟って日本の国内宿泊旅行者数は増加させることができるようになる。



注) 帰省などを除く観光・レクリエーション目的の合計値による。

原資料) 総務省統計局「人口推計」の2014年10月分

観光庁「旅行・観光消費動向調査」(2014年分)

出典) 国土交通省国土交通政策研究所[2016]p. 2より筆者作成

図3-2 年齢別の人1人当たり年間平均国内宿泊回数

3.5 伊勢神宮の車椅子利用台数と鳥羽水族館の高齢者・障害者の入場者の増加

三重県において、近年に身体障害者や高齢者の旅行客が増加している実証データが存在するので紹介する。

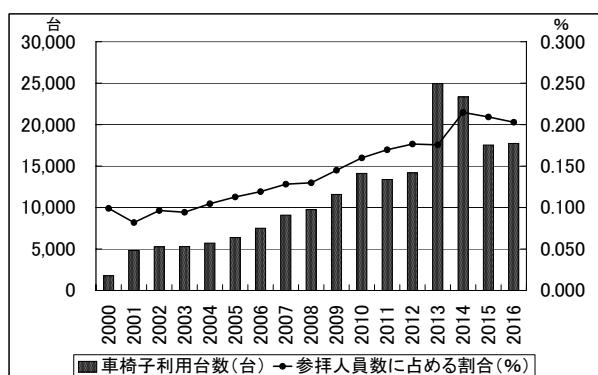
この15年ほどの間に車いす利用者あるいは身体障害者・高齢者の外出が増加していることを実証している統計資料を2種類入手した。2種類とも伊勢志摩バリアフリーツアセンター [2016] に掲載されているが、伊勢神宮については原データを神宮司廳から改めて入手し作図し直したものであり、鳥羽水族館については同一のデータにより作図し直したものである。

まず第1の例は、伊勢神宮の参拝人員のうち車いす利用台数の推移である（図3-3）。内宮と外宮の合計である。1年間のデータが存在する初年次が2001年であり4,823台であったが、第62回神宮式年遷宮のあった2013年に24,947台と5.2倍の増加があった。2013年においては、1日当たりの車いす利用台数は68.3台に達した。総参拝人員に占める台数の割合も、2001年の0.082%から2014年は0.215%へ上昇した。なお車いす利用者は、主に高齢者であり、身体障害者の割合は小さいと取材で伺った（2016年9月）。

第2の例は、鳥羽水族館の入場者に占めるシニア（65歳以上）と身体障害者の推移である（図3-4）。

身体障害者入場者数は2000年の5,044人（入場者総数の0.48%）から2014年は11,547人（1.25%）へと2.3倍に増加した。シニア（65歳以上）については、2005年の61,263人（入場者総数の6.99%）から2013年は81,184人（11.54%）へと1.3倍に増加した。

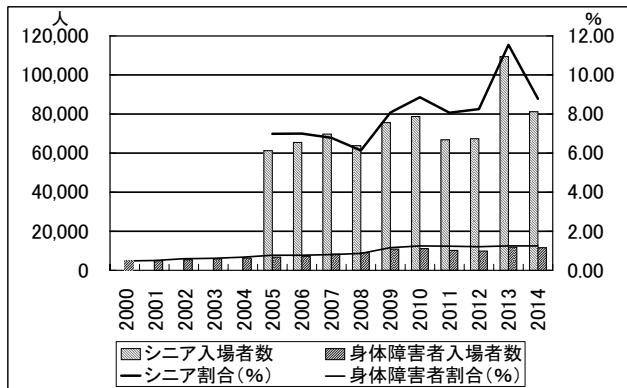
以上のように、伊勢神宮においても、鳥羽水族館においても、この15年間に障害者、高齢者の旅行客が増加したことは間違いない事実である。今後もこの傾向が継続することは確実であると筆者は考えている。



注) 内宮と外宮、貸出と持込の合計。2000年のみ7月から12月の半年のデータ。
2013年は、第62回神宮式年遷宮。車椅子利用台数は24,947台（0.18%）。

出典) 神宮司廳の資料により、筆者作成。

図3-3 伊勢神宮の参拝人員に占める車椅子利用台数の推移（2000年～2016年）



注)「シニア」は65歳以上。2013年は、第62回神宮式年遷宮。
出典)「伊勢志摩バリアフリーツアーセンター 視察資料 2016.09 平成28年度」
より筆者作成。

図3-4 鳥羽水族館の入場者に占めるシニアと
身体障害者の推移 (2000年～2014年)

3.6 21世紀におけるバリアフリー観光政策の重要性

21世紀の日本においては、総人口が減少する中で、65歳以上の高齢者数の増加が見込まれ、また人口に占める構成比も上昇する。すなわち高齢の観光客が現在以上に増加することは確実である。その一方、0-14歳人口と15-64歳人口は50年後に半減に近く大幅減少するので、この年齢階層の観光客は勿論減少が見込まれる。国立社会保障人口問題研究所の2012年の人口推計を織り込んだ「全国ベースの宿泊旅行延べ参加回数」の予測は、2010年の1億3,800万回から2030年の1億1,500万回へと2,300万回の減少、16.9%の減少が見込まれている。

以上から、21世紀の日本においては、宿泊旅行の総数が減少し、国内の旅行需要が縮小する中で、高齢者の旅行が増加することが確実である。また高齢者の旅行随伴者（二世代家族、三世代家族）の旅行需要も増加が見込まれる。すなわち観光地としてはいかに高齢旅行者の需要を取りこめるかが、21世紀の重要な課題となる。高齢者は足腰が弱い人の割合が高く、車椅子使用者の割合が増える。様々な身体的障がいや精神的障がいを持っているであろう。障害者も同様である。日々の生活の中でチアウォーカー（車いす使用者）の姿を見ることが以前と比較して多くなった。

障害者・高齢者の旅行者を観光地はどれだけ取り込めるだろうか。バリアフリー観光政策の企画・実施、バリアフリー観光の充実、あるいはユニバーサルツーリズムの促進が、21世紀の観光地の盛衰を決定する重要な要素の一つとなると考えるものである。

4. 観光政策審議会・観光庁によるユニバーサルツーリズムの取り組み

4.1 観光政策審議会の「今後の観光政策の基本的な方向について（答申）」（1995年）

政府の観光政策審議会は、1967年11月28日の第1回答申「最近の国際観光情勢の変化に対処して国際観光の振興を図るため必要とされる外客誘致及び受入体制の整備について」以降、1995年6月2日の「今後の観光政策の基本的な方向について（答申）」が第5回目になる。その解説が、観光政策研究会〔1995〕にあるが、節のタイトルに「すべての人には旅をする権利がある」、「障害者、高齢者などの人々の旅行促進と環境整備」とあり、バリアフリー観光にとって重要な内容となっている。この答申は都道府県や市町村の総合計画、観光計画に大きな影響があったと考えられる。関係部分をそのまま引用する。

「I 観光を考える基本的視点

1 すべての人には旅をする権利がある

旅は、すべての人にとって本源的な欲求である。人は旅により日常から離れ、未知の自然、人、文化、環境と出会い、そして新たな自分を発見する。人は旅により健康を維持・回復し、創造力を養う。

このような旅がすべての人に特段の障害なく可能となったのは、わが国内においては約130年前からであるし、海外旅行については、たかだか、30年前からにすぎない。

しかし、今や、国民の健康を向上させ、家族の絆を強めるなど社会の発展を支えるために、旅を中心とした観光活動は国家的な見地からも必要不可欠な存在である。

また、旅には自然の治癒力が備わっており、旅をする自由は、とりわけ、障害者や高齢者など行動に不自由のある人々にも貴重なものである。」(pp.172-174)

「II 21世紀の観光を創造するための具体的方策の提言

2 障害者、高齢者などの人々の旅行促進と環境整備

障害者、高齢者等は、日常生活の行動範囲が限られており、旅による充足感が他の人々より深い人々である。このような人々が安心して手軽にできる旅行を促進することは極めて重要である。そのためには、まず、国民及び観光関係者の意識の改革が必要であり、これらの人々の旅が普通に行なわれる社会であるべきとの認識を普及させるための活動が必要である。

次に障害者、高齢者等の人々の旅行の容易化のためのシステムの構築が必要である。そのためには、観光施設等がこれらの人々に利用しやすいように整備されるべきであり、そのガイドラインの策定が望ましい。また、これらの人々のニーズに応じた旅行商品の設定や観光サービスの従事者が適切に対応できるような教育・訓練に係者は積極的に取組るべきである。さらに、障害者、高齢者等が自らのニーズに応じた旅を容易に選択するために、宿泊施設、交通手段、観光施設、旅行商品等の利用情報の提供体制を整備するとともに、ボランティア活動への呼びかけにも取り組むべきである。」(pp.180-182)

4.2 観光庁によるユニバーサルツーリズムの取り組み

伊勢市のバリアフリー（観光）政策については第5節で述べることとし、本節では観光庁の資料から国のユニバーサルツーリズムの促進政策について述べる。

観光庁のホームページにアップされている資料は以下のようである（最終更新日：2016年4月11日）。全てダウンロードが可能である。これらの資料は、そのための委員会あるいは検討会が設置され、大学関係者、地域の代表者、旅行業界関係者などが参加している。

資料1－1：国土交通省総合政策局「誰もが旅行を楽しめる環境づくりのために～観光のユニバーサルデザイン化をめざして～」2008年3月、8ページ。

資料1－2：国土交通省総合政策局「観光のユニバーサルデザイン化 手引き集～誰もが旅行を楽しめる環境づくりのために～」2008年3月、51ページ。

資料2－1：観光庁観光産業課「ユニバーサルツーリズムにおけるサービス提供に関する調査【概要】」2012年3月、14ページ。

資料2－2：観光庁観光産業課「ユニバーサルツーリズムにおけるサービス提供に関する調査報告書」2012年3月、41ページ。

資料3－1：観光庁観光産業課「ユニバーサルツーリズム促進に向けた地域活動実態調査【概要】」2013年3月、18ページ。

資料3－2：観光庁観光産業課「ユニバーサルツーリズム促進に向けた地域活動実態調査報告書」2013年3月、本文32ページ、別に参考資料付き。

資料4－1：観光庁観光産業課「ユニバーサルツーリズムの普及・促進に関する調査報告書」2014年3月、本文58ページ。

資料4－2：観光庁観光産業課「ユニバーサルツーリズムに対応した観光地づくり（バリアフリー観光地づくり）のための地域の受入体制強化マニュアル」2014年3月、32ページ。

資料5－1：観光庁観光産業課「平成26年度ユニバーサルツーリズム促進事業 報告書」2015年3月、126ページ

資料5－2：観光庁観光産業課「ユニバーサルツーリズムに対応した観光地づくり事例集」2015年3月、39ページ

資料5－3：ユニバーサル旅行商品の供給促進に向けたワーキング・グループ「旅行業界のユニバーサルツーリズムへの取組拡大に向けて」2015年3月、4ページ

資料5－4：観光庁「平成26年度ユニバーサルツーリズム促進事業 ユニバーサルツーリズムに係るマーケティングデータ」2015年3月、59ページ

資料6－1：観光庁観光産業課「ユニバーサルツーリズムの促進に関する効果検証報告書」2016年3月、144ページ

資料6－2：観光庁観光産業課「平成27年度 乳幼児連れ及び妊産婦旅行促進事業 報告書」2016年3月、223ページ

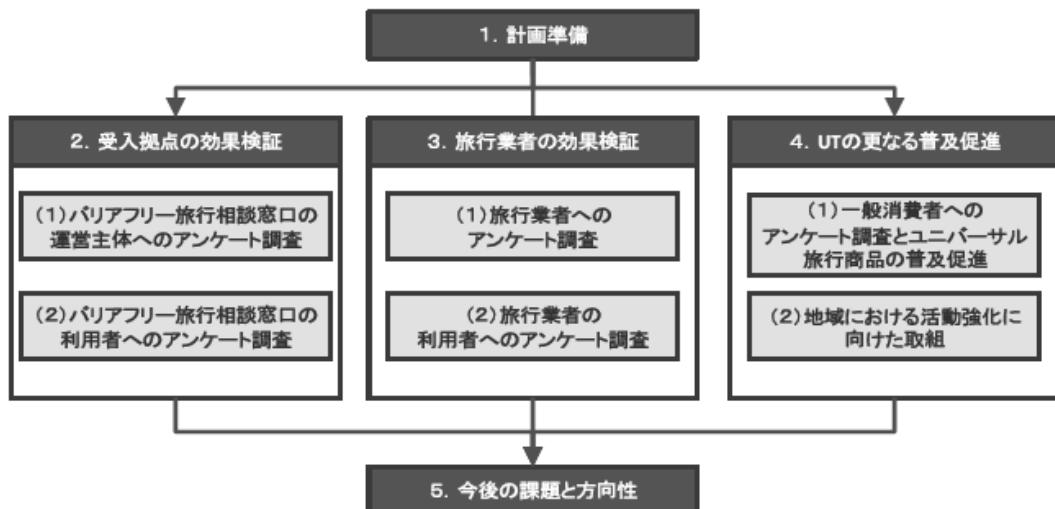
観光庁のユニバーサルツーリズムの定義であるが、「ユニバーサルツーリズムとは、すべての人が楽しめるよう創られた旅行であり、高齢や障がい等の有無にかかわらず、誰もが気兼ねなく参加できる旅行を目指しています」とされている（観光庁 Web ページによる）。

観光庁では、ユニバーサルツーリズムの促進に関して「観光立国推進基本計画」（2012年3月）で表明された方針である「ユニバーサルツーリズムの促進」に則り、2011年度から2015年度まで調査を継続して実施してきた。その検討経過が図4-1である。また検討手順が、図4-2に示されている。

17年度以前 (2005年)	18年度 (2006年)	平成19年度 (2007年)	平成20年度 (2008年)	平成21年度 (2009年)	平成22年度 (2010年)	平成23年度 (2011年)	平成24年度 (2012年)	平成25年度 (2013年)	平成26年度 (2014年)	平成27年度 (2015年)
ユニバーサルデザイン政策大綱 (H17年)	◎観光立国推進基本計画(H19/6) 「ユニバーサルデザインの考え方 に基づく観光の促進」				◎観光庁発足(H20/10)		◎観光立国推進基本計画(H24/3) 「ユニバーサルツーリズムの促進」			
交通パリアフリー法(H12年) バリアフリー法(H18年)						旅行の送り手にかかる課題の検討	旅行の着地側にかかる課題の検討	-受入拠点の強化 -旅行商品の供給促進に 向けた検討 -旅行による効用の検証	-更なる受入 拠点の強化 -旅行商品の 供給促進に 向けた検討 -マーケティン グデータ整備 -外国人旅行 者(高齢者、 障がい者等) への対応検討	-受入拠点の 効果検証 -旅行業者の 効果検証 -ユニバーサル ツーリズムの 更なる普及 促進
	ユニバーサルデザインの考え方 に基づく観光促進検討会		◎観光のユニバ ーサルデザインガイ ドライン(H20/3) ◎シンポジウム(ユニバーサルデザインの 考え方に基づく観光促進シンポジウム) (H21/3)				◎シンポジウム の開催 (H25/2)			◎シンポジウム の開催 (H27/3)

出所) 観光庁観光産業課「ユニバーサルツーリズムの促進に関する効果検証」2016年3月、p.1

図4-1 観光庁におけるユニバーサルツーリズムの検討経過



出所) 観光庁観光産業課「ユニバーサルツーリズムの促進に関する効果検証」2016年3月、p.2

図4-2 観光庁におけるユニバーサルツーリズムの調査検討の手順

観光庁の5年間にわたる検討の結果が、観光庁観光産業課〔2016a〕の144ページに「5. 今後の課題と方向性」として掲載されている。検討結果として非常に高い自己評価を与えており、やや長文であるが分かりやすいのでそのまま引用する。

「本業務では、これまでのUT（筆者注：ユニバーサルツーリズム）に係る普及促進の効果検証を目的として、旅行の「送り手（旅行業者）」「受け手（観光地）」双方のこれまでの取組の現状を把握するとともに、消費者の視点等から取組の効果を検証した。またUTの更なる普及促進のための地域における活動強化事業を3地域において実施した。

「受け手（観光地）」の取組の効果検証として、全国のバリアフリー旅行相談窓口の運営主体および利用者（地域関係団体、消費者個人）を対象とした調査結果より、バリアフリー旅行相談窓口の需要はここ数年で大きく増加しており、全国の相談件数の合計は平成23年度から平成26年度で1.65倍に増加している（平成23年度：9,574件、平成26年度：15,829件）。地域関係団体、消費者個人双方からの満足度、今後の利用意向も極めて高い結果となった。

「送り手（旅行業者）」の取組の効果検証として、旅行業者の取組については、課題はみられるもののUTの取組が本格化した5年前と比較すると、46%の旅行業者が積極的に取り組む方向に行動変容し、実際に関連する商品数（1.4倍）、売上高（1.6倍）ともに増加している。利用者のユニバーサル旅行商品の満足度、今後の取組拡大への期待もバリアフリー旅行相談窓口同様高い結果となった。」

以上のように、現在のユニバーサルツーリズム（バリアフリー観光）の牽引者の一人が観光庁であるといえる。

5. 伊勢市総合計画におけるバリアフリー（観光）政策の進展

5.1 伊勢市総合計画の一覧と分析方法

旧・伊勢市では、第1回1974年策定の「伊勢市総合計画」から第6回2001年策定の「第六期伊勢市総合計画」まで、ほぼ4年に1回の割合で総合計画が策定されてきた。1974年策定の「伊勢市総合計画」の前に、「昭和50年を目標とする当面の建設計画」（1971年）が策定されているが、本研究では1974年策定の「伊勢市総合計画」からを分析する。また2005年11月1日に、旧・伊勢市、二見町、小俣町、御園村が合併し、現・伊勢市が誕生した。現・伊勢市では、2008年に「伊勢市総合計画」が策定され、2014年に「第二次伊勢市総合計画」が策定されている。以下、旧・伊勢市と現・伊勢市の通番を用いて記述したい。

まず始めに第1回の「伊勢市総合計画」から通算第8回となる「第二次伊勢市総合計画」の概要を表5-1に示す。

あらかじめ、総合計画の中において観光産業がどのような位置づけを与えられてきたか、を見ておこう。第4回までは「産業の振興」の中で観光が記述されており、特に第1回で

は「観光産業」の名称が用いられているが、第4回から第6回は「観光・リゾート」として捉えられている。第5回の「伊勢市総合計画」では基本計画の「第1章 あまねく人々が集うまちづくり」の中で、第6回の「伊勢市総合計画」では「地域特性を生かしたまちづくり」の中で記述され、産業の項では記述されていない。現・伊勢市になってからは、第7回において「産業」の項目で記述されたが、観光関連産業の名称は書かれていない。第8回においては「産業・経済」の項目で記述されているが、同様に観光関連産業の名称は書かれていない。

さて本研究は、伊勢市のバリアフリー（観光）政策の変遷を総合計画から把握することが主要な研究課題である。そこで1974年策定の「伊勢市総合計画」から第8次総合計画までにおいて、バリアフリー（観光）政策に関連する基本用語を調べることで、伊勢市のバリアフリー（観光）政策の進展を把握したい。この基本用語としては、バリアフリー（BF）（注5）、ノーマライゼーション（NM）、ユニバーサルデザイン（UD）の3種類とする。外国人（観光客）に対する「情報バリアフリー」は、高山市総合計画ではこの名称が使われていたが、伊勢市総合計画では使用されていないので取上げない。しかし、その内容に一致する記述は勿論伊勢市総合計画の中にある。第四期総合計画は副題で「国際文化都市」を強調しているが、観光面の実施施策では「外国人向けガイドブック、道路標識、案内版、公衆トイレなど環境の整備に努めるとともに、国際イベントの誘致、国際交流の推進につとめます。」と初めて明記された。また例えば、第一期総合計画においては、バリアフリーの用語は使用されていないが、同一内容の記述はあり、「第3章 基本計画、第6節 社会福祉の向上 3 心身障害者福祉」の項目に「（計画）（5）身体障害者に親切なまちづくりの推進」があり、「福祉のまちづくり」が謳われ、「イ 施設改善整備の推進」（p.190）に「道路交通安全整備」（点字道路鉄設置、振動式触知式信号機の設置、歩道と車道のスロープ化など）、「公共施設の改善整備」（公共施設の出入り口のスロープ化、身体障害者用公衆便所の設置、車椅子の配置）などがある。

バリアフリー政策を観光に取り入れた最初の総合計画は、最も最近の通算第8次総合計画（2014年、鈴木健一市長）である^(注6)。「第6章 産業・経済 第3節 観光」の「632 受入基盤・環境の整備」に「バリアフリー観光の推進」（p.140）が明記された。三重県では第6次総合計画（1997年、北川正恭知事）で「観光・リゾート地のバリアフリー化」（238ページ）と明確に記述されているのに対し、約20年遅れとなっている。また高山市の総合計画では2001年策定の「第6次総合計画＜後期＞」において「福祉観光都市」が用いられており、高山市に対しても10年以上も後のこととなっている。

しかし、伊勢市の観光計画についてみると、1995年策定の「伊勢市観光振興基本計画」（社団法人日本観光協会編集）においては、「高齢者・障害をもつ人に対応する」と記述され、バリアフリー観光が既に意識されていることが分かる。また2003年策定の「伊勢市観光振興基本計画21」においては、「3 バリアフリー化の推進」の項目があり、「すべての

表5-1 伊勢市総合計画の変遷

(1)から(6)までは旧・伊勢市の総合計画であり、(7)と(8)は現・伊勢市の総合計画である。

名称 計画期間 ((6)までは基本構想、(7)(8)は基本計画) (市長)	基本構想の未来像など (将来人口)	基本的な施策	観光関係産業の含まれる基本施策 (観光関係産業の名称)
(1)伊勢市総合計画 (1974.3) ～1985 (加藤良六)	(未来像) 働きがいのあるまち、文化豊かなまち、安心して暮らせるまち (1985年128,700人)	(基本構想) ①都市基盤の整備、②生活環境の整備、③教育文化の向上、④社会福祉の向上、⑤産業の振興、⑥防災・安全の確立、⑦消費生活と余暇利用	第3章基本計画、第7節産業の振興、6観光 (観光産業)
(2)(第二期)伊勢市総合計画 1981 1981～1990 (加藤良六)	(未来像) 活力のあるまち、文化豊かなまち、安心して暮らせるまち (1990年112,000人)	(基本構想) ①都市基盤の整備、②生活環境の整備、③教育文化の向上、④市民福祉の向上、⑤同和対策、⑥産業の振興、⑦防災・安全の確立、⑧計画推進体制の確立	第3章基本計画、第6節産業の振興、6観光 (観光「観光産業」の名称はなし)
(3)第三期伊勢市総合計画 1986 1986～1995 (水谷光男)	(未来像) 活力のあるまち、文化豊かなまち、安心して暮らせるまち (1995年110,000人)	(基本構想) ①都市基盤の整備、②集会堵市の整備、③産業の振興、④教育文化の向上、⑤生活環境の整備、⑥市民福祉の向上、⑦同和対策の推進、⑧防災安全の確立	第3部基本計画、第3章産業の振興、第5節観光 (観光「観光産業」の名称はなし)
(4)第四期伊勢市総合計画－国際文化都市をめざして－ 1991 1991～2000 (水谷光男)	(表紙タイトル) 国際文化都市をめざして (2000年110,000人)	(施策体系表) ①人々が集う魅力あるまちづくり、②活力のあるまちづくり、③文化豊かなまちづくり、④安心して暮らせるまちづくり	第3部基本計画、第4章産業の振興、5観光・リゾート (観光・リゾート)
(5)世界にひらかれた交流堵市をめざして 1996 第五期伊勢市総合計画 1996～2005 (水谷光男)	(めざすべき都市像) 世界にひらかれた交流都市をめざして (2005年104,000人)	(体系図) ①人々が集い、交流するために、②明日の活力を生み出すために、③魅力ある快適環境を創りだすために、④心豊かに暮らるために	第3部基本計画、第1章あまねく人々が集うまちづくり、第2節観光・リゾートの推進 (観光・リゾート)
(6)交流と連携・新時代創造のため ～伊勢からはじまる新たな世紀～ 2001 第六期伊勢市総合計画 2001～2010 (水谷光男)	(基本方針) 交流と連携・新世代創造のために～伊勢からはじまる新たな世紀～ (2010年98,000人)	(名称なしの図) ①交流・連携社会の創造、②新しい市民社会の創造、③誰もが住みよい社会の創造、④活力ある社会の創造	第3部基本計画、第2章地域特性を生かしたまちづくり、第1節観光・リゾートの推進 (観光・リゾート)
(7)伊勢市総合計画 みんなのまちの計画 2008～2012 (森下隆生)	(基本理念) 市民が一体となって自らのまちを考え、その意思を政策に反映させることで、地方分権時代にふさわしい競争力を持った地域づくりの戦略を形成する。そして、その戦略を市民と行政が協働して実行することによって、生き生きとしたまちを実現する	(体系図) ①眞の「市民自治」を実現するまち、②輝く自然を生かすまち、③新生「お伊勢さん」、活力あふれるまち	第2部基本計画、第6章産業、3豊かな資源で集客するまち (観光関連産業の名称の記述がなし)
(8)第二次伊勢市総合計画 平成26年度～平成29年度 2014～2017 (鈴木健一)	(基本理念) 市民が一体となって自らのまちを考え、その意思を政策に反映させることで、地方分権時代にふさわしい競争力を持った地域づくりの戦略を形成する。そして、その戦略を市民と行政が協働して実行することによって、生き生きとしたまちを実現する	(取組方針) ①「命」～命を最優先に考えるまちづくり～、②「心」～やさしさと感謝の気持ちを継承するまちづくり～、③「暮らし」～豊かさを実感できるまちづくり～、④「誇りと調和」～市民がまちに誇りを持ち、観光と市民生活が調査したまちづくり～、⑤「自立と連携」～連携と協力による自立したまちづくり～	第2部基本計画、第6章産業・経済、第3節観光 (観光関連産業の名称の記述がなし)

注) 1974年策定の(第1次)「伊勢市総合計画」においては、その策定の前に、「昭和50年を目標とする当面の建設計画」(1971年3月)が策定されていましたと紹介されている。

2013年度は、計画年次に含まれていない。

2005年11月1日に旧伊勢市、二見町、小俣町、御園村が合併し、現在の伊勢市となった。

出所)「伊勢市総合計画」各年により筆者作成。

観光施設等でバリアフリー化に向けて努力します。」と記述された。合併後の2008年策定の「伊勢市観光振興基本計画」においては、「ユニバーサルデザインの推進」「既存施設の環境改善（バリアフリー化）」が記述されている。更に2014年策定の「伊勢市観光振興基本計画」においては明確に「先進的なバリアフリー観光の取り組み推進」が記述され、先進的な取り組みが宣言されている。

以上のように、伊勢市では「総合計画」の観光分野においてバリアフリーの記述が登場したのは2014年と最近のことであるが、「観光計画」では1995年に萌芽がみられ、2003年に明確に用語が使用され、2014年に至って「先進的な取り組み推進」が記述され、この20年間に急速にバリアフリー観光の取り組みが進展したことが明確である。

5.2 (第一期) 伊勢市総合計画におけるバリアフリー（観光）政策

基礎資料は、『伊勢市総合計画 1974』1974年3月である。策定時の市長は、加藤良六であった。

計画策定に当っては「伊勢市総合計画審議会条例」が1972年10月1日に公布・施行され、この審議会が「市長の諮問に応じ、総合計画に関する必要事項を調査審議する」（第2条）こととされた。審議会の設置根拠は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づくとされている（第1条）。委嘱された審議会の委員は、会長1名、副会長2名、委員29名であった。

この第1次総合計画においては、3種類の基本用語は、1件も見出すことができなかった。しかし、この総合計画の「第3章 基本計画 第6節 社会福祉の向上 3心身障害者福祉」の項目に「（計画）（5）身体障害者に親切なまちづくりの推進」があり、「福祉のまちづくり」が謳われ、「イ 施設改善整備の推進」（p.190）に「道路交通安全整備」（点字道路鉄設置、振動式触知式信号機の設置、歩道と車道のスロープ化など）、「公共施設の改善整備」（公共施設の出入り口のスロープ化、身体障害者用公衆便所の設置、車椅子の配置）などと実質的にバリアフリー施策が表明されている。

またこの総合計画では、後日強調されることとなった「集会都市」に関連する「集会施設の整備」（p.28、p.256）が既に記述されている。

5.3 第2期伊勢市総合計画におけるバリアフリー（観光）政策

基礎資料は、『（第二期）伊勢市総合計画 1981』1981年3月である。策定時の市長は、加藤良六であった。この第2期総合計画においては、3種類の基本用語は、1件も見出すことができなかった。しかし第1回と同様に実質的にバリアフリー施策が表明されている。例えば、「第3章基本計画 第4節市民福祉の向上 3心身障害者福祉」（p.93から）の項目に、「（現状と問題点）親切な施設づくり、まちづくり」が謳われ、（計画）に「（5）身体障害者に親切なまちづくりの推進」がある。しかし具体的な施策の記述はなくなった。

5.4 第三期伊勢市総合計画におけるバリアフリー（観光）政策

基礎資料は、『第三期伊勢市総合計画 1986』1986年3月である。策定時の市長は、水谷光男であった。この第3期総合計画においては、3種類の基本用語は、1件も見出すことができなかった。しかし第1回、第2回と同様に実質的にバリアフリー施策が表明されている。

例えば、「第3部 基本計画 第6章 市民福祉の向上 第3節 心身障害者福祉」の「(計画) 5 身体障害者に親切なまちづくりの推進」があり、「歩道の角切り、スロープ、展示ブロック、便所など身体障害者や老人など体力的に恵まれていない人たちへの配慮をし、容易に社会活動に参加できるよう市民一人ひとりの理解を深め、親切なまちづくりを推進する」(p.162) などがある。

この総合計画においては、観光客の増減について「近年、本市への入込客数は停滞気味である。これは、国民の観光指向が見る、お参りする観光から、参加、行動する観光に変化してきたことが主要因である。また、鳥羽志摩方面の観光開発進展は、本市を通過観光地化させている。」(p.40) と1980年代後半に危機感が表明されている。

1976年3月に「伊勢市集会都市整備構想」が公表された。集会都市に関しては、「第1部序章 第2章 計画の背景」のp.18に、「イ 観光」があり、

「…伊勢志摩地域は、…日本を代表的な観光地としての条件が整えられていった。このことが、かえって、本市の観光客の滞留時間を短縮し、いわゆる通過観光地の色彩を濃くしていった。

本市では、このような状況に対処するため、観光客の誘致宣伝につとめるとともに、スポーツ大会をはじめ、各種大会、集会の誘致に取り組み昭和51年には集会都市整備構想を打ち出し、推進してきた。」

とある。

また「第3部 基本計画」の「第2章 集会都市の整備」では(p.80)、「高校総合体育大会（昭和48年）、国民体育大会（昭和50年）を機として策定された集会都市整備構想は、豊かな自然と歴史的文化に恵まれた本市の特性に適合した施策として多くの市民のコンセンサスを得てきた。」

「しかし、昭和55年度以降の本市の宿泊者数は横ばいの状態にあり、各種大会数、参加者数もまた同様である。」

と記述されている。この「集会都市」は、第4期総合計画以降もしばしば登場する。

5.5 第四期伊勢市総合計画におけるバリアフリー（観光）政策

基礎資料は、『第四期伊勢市総合計画—国際文化都市をめざして— 1991』1991年3月である。策定時の市長は、水谷光男であった。この第3期総合計画においては、3種類の基本用語は、1件も見出すことができなかった。しかし第1回から第3回までと同様に実

質的にバリアフリー施策が表明されている。

例えば、「第3節 心身障害者福祉」p.146の項目に「6 障害者や老人など体力的弱者に対応した道路、公共施設、交通安全施設等生活関連施設の整備や社会活動の参加を容易にするために、市民の理解を深めるなど、ハード・ソフトの両面から親切なまちづくりを推進します」(p.147)などがある。

1988年7月9日に国際リゾート「三重サンベルトゾーン構想」がリゾート法適用第1号として承認された。そこで、観光に関しては、「第3部基本計画 第2章 地域特性を生かしたまちづくり 第1節 観光・リゾートの推進」のように、この総合計画以降、「観光・リゾート」がしばしば使用されることになった。

さて高山市は外国人誘客に対して「情報バリアフリーの解消」を重要な施策としてきた。伊勢市においては、この第四期総合計画が副題で「国際文化都市」を強調しているが、観光面の実施施策では「外国人向けガイドブック、道路標識、案内版、公衆トイレなど環境の整備に努めるとともに、国際イベントの誘致、国際交流の推進につとめます。」と初めて明記された。

5.6 第五期伊勢市総合計画におけるにおけるバリアフリー（観光）政策

基礎資料は、『世界にひらかれた交流堵市をめざして 1996 第五期伊勢市総合計画1996～2005』1996年3月である。策定時の市長は、水谷光男であった。

この総合計画では、3種類の基本用語（バリアフリー（BF）、ノーマライゼーション（NM）、ユニバーサルデザイン（UD））のうち、初めてノーマライゼーション（NM）7か所とバリアフリー（BF）5か所が総合計画に登場した（表5-2）。ノーマライゼーションは「ノーマライゼーションの理念」という表現で6か所で使用されている。バリアフリーは、建物や道路などの物的なバリア解消で使用されている。しかし観光の分野では使用されていない。

総合計画へ基本用語が初めて登場したので、どのように記述されたかを詳しく紹介することとしよう（下線は筆者による）。以下にみるように「福祉のまちづくり」の項目の中で、ノーマライゼーションやバリアフリーが使用されている。

（第2部 基本構想）

①「第5章 心豊かに暮らせるために」「第4節 心かよう福祉のまちづくり」

「障害者福祉については、ノーマライゼーションの理念に基づき、…」(p.48)

②（同）「…ノーマライゼーションの理念が定着しました。」(p.48)

（第3部 基本計画）

（第4章都市の基盤づくり p.109、「高齢者、障害者、児童等、…歩道の段差の解消…」）

・「第11章 心かよう福祉のまちづくり 第2節 障害者福祉の充実」

③「『ノーマライゼーション』は、1981（昭和56）年の国際障害者年以来、広く一般社会

表5－2 伊勢市第五期総合計画にみられるバリアフリー（観光）政策の関係用語

No.	バリアフリー(BF)	ノーマライゼーション(NM)	ユニバーサルデザイン(UD)	ページ	関係部分	表現
1		1		p.48	基本構想 第5章 心豊かに暮らせるために	ノーマライゼーションの理念に基づき
2		1		p.48	基本構想 第5章 心豊かに暮らせるために	ノーマライゼーションの理念が定着
3		1		p.190	基本計画 第11章 心かよう福祉のまちづくり	『ノーマライゼーション』…社会に受け入れ
4		1		p.190	基本計画 第11章 心かよう福祉のまちづくり	ノーマライゼーションの理念の明定
5		1		p.191	基本計画 第11章 心かよう福祉のまちづくり	ノーマライゼーションの理念の実現
6		1		p.191	基本計画 第11章 心かよう福祉のまちづくり	ノーマライゼーションの理念に沿って
7		1		p.194	基本計画 第11章 心かよう福祉のまちづくり	ノーマライゼーションの理念を生かし
8	1			p.194	基本計画 第11章 心かよう福祉のまちづくり	生活空間をバリアフリー化
9	1			p.195	基本計画 第11章 心かよう福祉のまちづくり	生活環境のバリアフリー化
10	1			p.196	基本計画 第11章 心かよう福祉のまちづくり	市営住宅の建設には…バリアフリー化
11	1			p.196	基本計画 第11章 心かよう福祉のまちづくり	道路のバリアフリー化
12	1			p.196	基本計画 第11章 心かよう福祉のまちづくり	人が集まる場所でのバリアフリー化
合計		5	7	0		

出所)伊勢市『世界にひらかれた交流都市をめざして 1996 第五期伊勢市総合計画』1996年3月により筆者作成。

に受け入れられつつあります。」(p.190)

- ④「1984（昭和59）年 「身体障害者福祉法の一部改正」 ノーマライゼーション理念の明定」(p.190)
- ⑤「障害者の数が増加するなかで、ノーマライゼーション理念の実現のためには」(p.191)
- ⑥「ノーマライゼーションの理念に沿って」(p.191)
 - ・「第11章 心かよう福祉のまちづくり 第5節 福祉のまちづくり」
- ⑦「ノーマライゼーションの理念を生かし、・・・・」(p.194)
- ⑧「生活空間をバリアフリー化（障壁のないこと）し、・・・・」(p.194)
- ⑨「安全で住みよい生活環境のバリアフリー化（障壁のないこと）をすすめます。」(p.195)
- ⑩「市営住宅の建設には、…、バリアフリー化をすすめます。」(p.196)
- ⑪「…道路のバリアフリー化をすすめます。」(p.196)
- ⑫「…人が集まる場所でのバリアフリー化を要請します。」(p.196)

5.7 第六期伊勢市総合計画におけるバリアフリー（観光）政策

基礎資料は、『交流と連携・新時代創造のために～伊勢からはじまる新たな世紀～2001 第六期伊勢市総合計画 2001～2010』2001年3月である。策定時の市長は、水谷光男であった。

この総合計画では、章立てのタイトルに初めて「バリアフリーのまちづくり」が登場し、特筆される内容となった。以下のようである。

「第2部 基本構想 第3章 誰もが住みよい社会の創造 第2節 バリアフリーのまちづくり」

「第3部 基本計画 第6章 バリアフリーのまちづくり」

この「バリアフリーのまちづくり」は高齢者・障害者施策ばかりでなく、非常に幅広い分野をカバーしている。基本計画においては、「第1節 人権施策の推進」、「第2節 外

表5－3 伊勢市第六期総合計画にみられるバリアフリー（観光）政策の関係用語

No.	バリアフリー(BF)	ノーマライゼーション(NM)	ユニバーサルデザイン(UD)	ページ	関係部分(省略あり)	主な表現
1	1			p.43	基本構想 第3章 誰もが住みよい社会の創造	第2節 バリアフリーのまちづくり
2	1			p.43	基本構想 第3章 誰もが住みよい社会の創造	バリアフリーのまちづくりを進めます
3		1	1	p.46	基本構想 第3章 誰もが住みよい社会の創造	ノーマライゼーション及びバリアリテーションを基本理念
4	1			p.81	基本計画「第3章 生涯を通じてのひとづくり」体系図	図書館のバリアフリー化
5	2			p.89	基本計画 第3章 生涯を通じてのひとづくり	図書館のバリアフリー化
6	1			p.112	基本計画 第6章 バリアフリーのまちづくり	(章のタイトル)
7	1			p.119	基本計画 第6章 バリアフリーのまちづくり	三重県バリアフリーのまちづくり推進条例
8	1			p.119	基本計画 第6章 バリアフリーのまちづくり	バリアフリーのまちづくりが必要不可欠です
9		1	1	p.119	基本計画 第6章 バリアフリーのまちづくり	ノーマライゼーション※や基本的人権の尊重
10		1	1	p.119	基本計画 第6章 バリアフリーのまちづくり	「ノーマライゼーション」の語句の説明
11	1			p.119	基本計画 第6章 バリアフリーのまちづくり	三重県バリアフリーのまちづくり推進条例
12	1			p.119	基本計画 第6章 バリアフリーのまちづくり	公営住宅は、バリアフリー仕様住宅
13	1			p.120	基本計画 第6章 バリアフリーのまちづくり	…指導により、バリアフリー化への支援
14	1			p.177	基本計画 第9章 都市の基盤づくり	公園の整備に当っては…バリアフリー化など
合計	12	3	0			

出所)伊勢市『交流と連携・新時代創造のために～伊勢からはじまる新たな世紀～ 2001 第六期伊勢市総合計画 2001～2010』[2001年3月により筆者作成。]

国籍市民への対応」、「第3節 同和対策の推進」、「第4節 女性施策の推進」、「第5節 高齢者・障害者施策の推進」である。しかし観光施策に関しては、バリアフリーの記述はない。

第六期総合計画で使用された用語は、バリアフリー(BF) 12か所、ノーマライゼーション(NM) 3か所であった(表5-3)。ノーマライゼーション(NM)については、以下のように説明されている。

「※ノーマライゼーション…高齢者や若者や、障害者や健常者も、すべて人間として普通(ノーマル)の生活を送るため、ともに暮らし、ともに生きぬくような社会こそ正常であるという考え方」

この第六期総合計画の策定は2001年3月であったが、これに先立って1998年(平成10)年2月28日に「伊勢市障害者や高齢者にやさしいまちづくり総合計画」が新たに策定された。この計画では、バリアフリー(BF)、ノーマライゼーション(NM)が多用されている。

5.8 (第1次) 伊勢市総合計画におけるバリアフリー(観光)政策

基礎資料は、『伊勢市総合計画 みんなのまちの計画』2008年6月である。策定時の市長は、森下降生であった。通算では第7次総合計画となる。

この総合計画は、2005年11月1日に旧・伊勢市、二見町、小俣町、御園村合併が合併し、現・伊勢市となってから策定された最初の総合計画である。

この総合計画は、従来の総合計画策定審議会による策定方式とは異なり、総合計画の奥付けの「編集」は、「伊勢市まちづくり市民会議・伊勢市」となっている。伊勢市まちづくり市民会議設立趣意書には、以下のように記されている(p.118)。

「こうしたことから、まちを構成する多様な主体が協働で公共空間を創造する時代にあって、新しいまちづくりを着実に進めるため、まちを構成する多様な主体が、社会状況の認

表5－4 伊勢市（第1次）総合計画にみられるバリアフリー（観光）政策の関係用語

No.	バリアフリー（BF）	ノーマライゼーション（NM）	ユニバーサルデザイン（UD）	ページ	関係部分	表現
1	1			p.8 p.31	生活・健康・福祉 第2章 人権・教育・文化	バリアフリーが充実したまち 【指標3】施設のユニバーサルデザインの充実度
2				1 p.31	人権・教育・文化	ユニバーサルデザインに着目し、 施設のユニバーサルデザインの状況を調査し算出
3				1 p.31	人権・教育・文化	8 バリアフリーが充実したまち
4				p.60	生活・健康・福祉	…物理的なバリアも、意識上のバリアもない
5	1			p.60	第4章 生活・健康・福祉	
6	1			p.60	第4章 生活・健康・福祉	
合計	3	0	3			

注)ユニバーサルデザインの語句の説明はなし。

出所)伊勢市『伊勢市総合計画 みんなのまちの計画』2008年6月により筆者作成。

識及びまちづくりの目的を共有するものとして「みんなのまちの計画」を策定し、その実現に向けた各主体の取組の連絡調整及び連携を図るとともに、その実施後の社会状況の検証及び評価を行う組織として、伊勢市まちづくり市民会議を設立するものであります。」

伊勢市まちづくり市民会議会則によれば、会則の施行日は2007年2月18日である。また計画策定日、2008年2月27日と記録されており（p.125）、市議会の定例会で「基本構想」の議決を受けている（p.103）。

この総合計画は、指標策定を中心としており、従来の文章で記述する方式とは相当異なる。その結果この総合計画には、バリアフリー（BF）4か所、ユニバーサルデザイン（UD）3か所は記述されているが、ノーマライゼーション（NM）は記述されていない（表5－4）。

またこの総合計画から、従来、しばしば言及されてきた「観光・リゾート」の表現はなくなった。

5.9 （第2次）伊勢市総合計画におけるバリアフリー（観光）政策

基礎資料は、『第2次伊勢市総合計画 平成26年度～平成29年度』2014年10月である。策定時の市長は、鈴木健一であった。通算では第8次総合計画となる。

2011年の地方自治法の改正により、市町村における基本構想策定の義務がなくなった（第1.3節参照）が、伊勢市総合計画審議会が設置され、総合計画の審議に当った。

この総合計画の最大の特徴は、「第2部 基本計画 第6章 産業・経済 第3節 観光 632 受入基盤・環境の整備」の中に、「バリアフリー観光の推進」が新旧・伊勢市の総合計画8回のうちで初めて明記されたことである。総合計画の中に、バリアフリー（BF）1か所、ユニバーサルデザイン（UD）2か所、ノーマライゼーション（NM）3か所が出ている（表5－5）。

この総合計画から、従来、しばしば言及されてきた「集会都市」の表現はなくなった。

表5－5 伊勢市（第2次）総合計画にみられるバリアフリー（観光）政策の関係用語

No.	バリアフリーアー(BF)	ノーマライゼーション(NM)	ユニバーサルデザイン(UD)	ページ	関係部分	表現
1		2		p.105	第4章 医療・健康・福祉	「ノーマライゼーション」の理念の普及
2		1		p.106	第4章 医療・健康・福祉	「ノーマライゼーション」の理念普及
3	1			p.140	第6章 産業・経済 第3節 観光	バリアフリー観光の推進
4			1	p.163	第7章 都市基盤 第5節 公園	ユニバーサルデザインを配慮した公園整備
5				p.164	第7章 都市基盤 第5節 公園	ユニバーサルデザイン及び防災面等を考慮し
合計		1	3	2		

注)ユニバーサルデザインの語句の説明はなし。

出所)伊勢市『第2次伊勢市総合計画 平成26年度～平成29年度』2014年10月により筆者作成。

5.10まとめ

以上が伊勢市のバリアフリー観光政策の第一期総合計画から（通算）第8次総合計画までの進展の様子である。2014年総合計画に至って初めて「バリアフリー観光の推進」が明記され、市の基本的な政策としてバリアフリー観光に取り組むことが表明された。

1974年第一期総合計画、1981年第二期総合計画、1986年第三期総合計画及び1991年第四期総合計画では、バリアフリー施策が用語としては使用されていないが実質的に記述されている。1996年第五期総合計画において初めてバリアフリーとノーマライゼーションが登場したが、観光分野ではなく、福祉のまちづくり分野であった。2001年第六期総合計画では節タイトルに「バリアフリーのまちづくり」が記述された。2005年11月の4市町村合併後の最初の第1次総合計画では、バリアフリー、ユニバーサルデザインの用語が使用されたが、観光分野ではなかった。2014年第2次総合計画で初めて観光分野でバリアフリーが使用され、「バリアフリー観光の推進」が市の基本施策として表明された。この計画では、バリアフリー、ノーマライゼーション、ユニバーサルデザインの3基本用語が全て使われている。

6. 伊勢市観光振興基本計画におけるバリアフリー（観光）政策の進展

6.1 伊勢市観光振興基本計画の一覧

伊勢市では、総合計画の実施計画である「伊勢市観光振興基本計画」を過去に4回策定している。以下のようである。

観光振興基本計画1：社団法人日本観光協会『伊勢市観光振興基本計画 平成7年3月』

1995年3月

観光振興基本計画2：『あまねく人々を癒す 心のふるさと 伊勢～多様な楽しみの創造～ 伊勢市観光振興基本計画21』2003年3月

観光振興基本計画3：『伊勢市観光振興基本計画 日本人の心のふるさと 伊勢 平成20年3月』2008年3月

観光振興基本計画4：『みんなで取り組もう 伊勢の観光の未来 伊勢市観光振興基本計画 平成26年3月』2014年3月

以上のうち、1995年3月策定の『伊勢市観光振興基本計画 平成7年3月』は、伊勢市から社団法人日本観光協会へ策定委託をした成果物である。2003年策定の『伊勢市観光振興基本計画21』では、この社団法人日本観光協会の編集になる『伊勢市観光振興基本計画 平成7年3月』は正規の伊勢市の観光振興基本計画として取り扱われている。例えば「伊勢市は、平成6年度に観光行政の指針となる「伊勢市観光振興基本計画」を策定し、観光施策を推進してきました。」（『伊勢市観光振興基本計画21』、P.1）とある。

以下では、バリアフリー観光に関する記述の有無、内容を中心に、各観光振興基本計画を整理しよう。

6.2 社団法人日本観光協会『伊勢市観光振興基本計画 平成7年3月』

この観光振興基本計画は、伊勢市が社団法人日本観光協会（現・公益社団法人日本観光振興協会）へ委託したものである。1995年3月に策定された。目標年次は2001年である。市長は水谷光男であり、上位計画は1991年策定の第四期伊勢市総合計画である。

この計画に、バリアフリー観光の名称はないが、バリアフリー観光に相当する内容の記述があるので、紹介する。

「2. 地区別観光振興計画」の「(1) 内宮周辺地域」の「4) 計画内容」に「②高齢者・障害をもつ人に対応する」(p.29ページ) がある。

具体的には「まずトイレや階段の整備が必要であろう。腰に負担をかけにくい洋式トイレや、障害を持つ人のためのトイレの導入、階段に関しては車いすにも対応できるスロープの設置など、高齢者・障害をもつ人に優しい観光地づくりを行なってゆく。」と明記されている。

6.3 『あまねく人々を癒す 心のふるさと 伊勢～多様な楽しみの創造～ 伊勢市観光振興基本計画21』

この計画は、2003年3月に策定され、目標年次は2013年（第62回神宮式年遷宮）である。珍しくバインダー形式であり、略年表が付いていて有用である。市長は、水谷光男であり、上位計画は2001年策定の第六期総合計画である。

この計画では、「伊勢のイメージ」が『衰退型観光地』と認識されている (p.27)。すなわち、「(財)日本交通公社 (JTBF) の「旅行者動向2000」によると、伊勢市の観光地としてのイメージは評価指数、来訪意向指数ともにマイナスを示しており、『衰退型観光地』の評価となっている。」と記述されている。2000年前後に伊勢志摩地域は観光客の減少が激しくなっており、その当時はこの『衰退型観光地』が伊勢市観光の概況を示しているといえよう。

さてこの観光振興基本計画には11か所の「バリアフリー」が初めて登場するが、「1 観光基本計画の推進体系 1 もてなし心溢れる受入体制の充実 2 受入環境の整備」に、「③バリアフリー化の推進」(p.33) が明記されている。

その具体的な内容は、「3 バリアフリー化の推進」(p.38) に記述されているが、以下 のようである。

「(1) 施設のバリアフリー化の推進

すべての観光施設等でバリアフリー化に向けて努力します。また、休憩施設、トイレ、妊産婦への配慮のためベビーベッドや授乳室の確保に努めます。

（2）人にやさしい道づくり

来訪者が安心して快適に観光が楽しめるよう、歩道の段差解消など安全確保に努めるとともに、レンタサイクルなどで容易に観光地を訪ねられるよう、人にやさしい道づくりを推進します。

（3）神宮内のバリアフリー化

神宮参道では高齢者や障害者が車椅子などで容易に移動ができるように、参道のバリアフリーに向けた取り組みを要請します。」

以上のように上位計画である『第六期伊勢市総合計画』(2001年策定) では記述されていなかった「施設のバリアフリー化の推進」が、この観光振興基本計画では明確に記述されている。

この「バリアフリー」の用語の登場は、第六期総合計画で「バリアフリーのまちづくり」が初めて登場したのを受けており、21世紀に入って伊勢市でバリアフリーが本格化したこと を示している。

6.4 『伊勢市観光振興基本計画 日本人の心のふるさと 伊勢 平成20年3月』

2005年11月の合併後に、現・伊勢市で最初に策定された観光振興基本計画である。2008年に策定され、目標年次は、2013年度（6年間、第62回神宮式年遷宮）である。市長は森下隆生であり、上位計画は2008年策定の通算第7次総合計画である。総合計画と観光振興基本計画の策定が同時に実行されたようである。

この観光振興基本計画の「3 計画 2 観光基盤の整備 (1) 受入環境の整備」に「③ユニバーサルデザインの推進」(p.5) が記述されている。その具体的な内容は、以下のようである。

「●あらゆる来訪者が、安心して快適・便利に、伊勢の地を楽しめるように、既存施設の環境改善（バリアフリー化）を図るとともに、老若男女や障がい者、外国人などに対する配慮など、ユニバーサルデザインによる「人にやさしい観光地づくり」を進めます。」

また、「5 観光の動向 I 国内観光の傾向 (4) 高齢化の伸展」(pp.14-15) には、「・ハード、ソフト両面からバリアフリー対応が急務となっています。」と記述されている。

6.5 『みんなで取り組もう 伊勢の観光の未来 伊勢市観光振興基本計画 平成26年3月』

この計画は、2014年3月に策定され、目標年次は2017年度（4年間）であるが、第63回神宮式年遷宮（平成45年（2033年））を目指していると明記されている。市長は鈴木健一であり、上位計画2014年策定の通算第8次総合計画である。

この計画の大きな特徴は、「バリアフリー観光の推進」が明確に採用されていることである。

例えば、「第一章 2 計画の全体目標 目標値 1 入込客数」(p.6) に、「(筆者注：式年遷宮後の参拝客の) 減少幅を抑えるポイントとしては、…「バリアフリー観光の推進」…などがあります」と、伊勢神宮の遷宮後の観光客減少に対する対応策として、バリアフリー観光が明確に位置づけられている。

もう一つの例として、「基本方針 2 【観光・交流】の負をなくす 笑顔で迎える受入基盤・環境の整備」(p.10) には、「具体的方針 1 まち全体で受け入れるための観光・施設を整備する」の中に、「…関連施設のソフト面などでのバリアフリーに務めます。」「2 先進的なバリアフリー観光の取り組み推進」と伊勢市としてバリアフリー観光の「先進的な取り組み推進」が表明されている。

また「観光を知るキーワード紹介」として「バリアフリー観光 車いす貸し出しや施設などで段差除去、手すり設置など、何らかの障がいを持つ観光客に優しい受け入れ側の取り組みを指しています。日本高齢者比率が高まる中、バリアフリー観光は、特別な取り組みではなくしていくと考えられます。」と適切に説明されている。

以上のように、2014年策定の『第二次伊勢市総合計画』を更に深めた内容になっている。

6.6 伊勢志摩 BFTCとの共同作業

伊勢志摩 BFTC は、2000年から始まった三重県庁の伊勢志摩再生プロジェクトから事業が計画されて2002年に発足したものである。

伊勢市から伊勢志摩 BFTC への委託事業は、伊勢志摩 BFTC [2016] によれば以下のように継続して多数委託されている。

- 2009年度 「伊勢市バリアフリー観光調査事業」
- 2010年度 「伊勢市障がい者外出支援対策アドバイザー業務」
- 2011年度 「伊勢市バリアフリー観光向上事業」
「伊勢市障がい者外出支援対策アドバイザー業務」
- 2012年度 「伊勢市バリアフリー観光向上事業」
「伊勢市障がい者外出支援対策アドバイザー業務」
- 2013年度 「伊勢市バリアフリー観光向上事業」
「伊勢市障がい者外出支援対策アドバイザー業務」

2014年度 「伊勢市バリアフリー観光向上事業 情報発信業務」

伊勢市と伊勢志摩 BFTC の相互協力関係については、津田令子 [2015] に詳しいが、このテーマは伊勢志摩地域のバリアフリー観光の進展を検討する大テーマであり、本稿では割愛する (pp.173-177参照)。

6.7 まとめ

伊勢市観光振興基本計画は、1995年から2014年まで4回策定された。バリアフリー観光の推進政策が着実に進んできたことが明確である。

1995年計画では、バリアフリーなどの用語は使用されていないが、高齢者・障がい者を対象に実質的な内容が盛り込まれている。伊勢志摩の観光客が減少した当時の2003年計画では、伊勢のイメージを「衰退型観光地」と認識している。初めて「バリアフリー」が11か所使用されており、項目タイトルに「バリアフリー化の推進」が掲げられた。2008年計画では項目タイトルに「ユニバーサルデザインの推進」が、高齢化の伸展に対し「ハード、ソフト両面からバリアフリー対応が急務」とされた。2014年計画に至って、項目タイトルに「先進的なバリアフリー観光の取り組み推進」が掲げられ、伊勢市観光においてバリアフリー観光政策を全国の市町村の中でも先進的に推進することが初めて表明された。

なお「三重県観光振興基本計画（平成28年度～31年度）」（2016年3月策定）においては「（施策）日本一のバリアフリー観光の促進」を掲げて、具体的な施策を打ち出すに至っている。2013年6月に三重県知事が日本で初めて「日本一のバリアフリー観光推進県宣言」を行うなど、三重県はバリアフリー観光推進の中心県の一つとなっている。

7. 結論と残された課題

7.1 結論

福祉観光政策に先駆的に取り組んだ岐阜県高山市と比較対照するために、三重県のバリアフリー（観光）施策が総合計画上でどのように進展してきたか基礎的な分析について、以下の3つの課題に取り組んだ。高山市同様に三重県は、特に伊勢志摩地域は1990年代に観光客が減少した。総合計画は県行政の最上位に位置する基本方針を示しており、本研究の分析に相応しい。

研究課題1：バリアフリー観光政策の必要性を日本の人口と旅行者数の将来推計から明らかにすること

21世紀において日本の人口は2015年の約1億2,700万人から2065年の約8,800万人へ大幅に減少することがほぼ確実であり、同時に2010年から2030年の期間でも宿泊旅行は16.9%の減少が予測されている。一方、バリアフリー観光施策を講ずることで、観光客数と観光

消費額を維持・増加が可能となる。高齢旅行者が増加する21世紀の日本においては、高齢者家族の随伴旅行も考慮すると、バリアフリー観光政策が一層重要となる。

研究課題2：観光政策審議会と観光庁のユニバーサルツーリズムの取り組みを整理すること

政府の観光政策審議会は、1995年答申で節のタイトルで「すべての人には旅をする権利がある」、「障害者、高齢者などの人々の旅行促進と環境整備」を表明した。この答申は都道府県や市町村の総合計画、観光計画に大きな影響があったと考えられる。

観光庁では2011年度からユニバーサルツーリズムの促進を検討してきた。2015年度の「効果検証」によると、受け手（観光地）の取組の効果検証として、地域関係団体、消費者個人双方からの満足度、今後の利用意向も極めて高い結果となった。送り手（旅行業者）の取組の効果検証として、利用者のユニバーサル旅行商品の満足度、今後の取組拡大への期待も受け手のバリアフリー旅行相談窓口同様高い結果となった。

研究課題3：伊勢市総合計画におけるバリアフリー政策あるいはバリアフリー観光政策の進展を整理すること

伊勢市総合計画においては、2014年総合計画に至って初めて「バリアフリー観光の推進」が明記され、市の基本的な政策としてバリアフリー観光に取り組むことが表明された。

1974年第一期総合計画、1981年第二期総合計画、1986年第三期総合計画及び1991年第四期総合計画では、バリアフリー施策が用語としては使用されていないが実質的に記述されている。1996年第五期総合計画において初めてバリアフリーとノーマライゼーションが登場したが、観光分野ではなく、福祉のまちづくり分野であった。2001年第六期総合計画では節タイトルに「バリアフリーのまちづくり」が記述された。2005年11月の4市町村合併後の最初の第1次総合計画では、バリアフリー、ユニバーサルデザインの用語が使用されたが、観光分野ではなかった。2014年第2次総合計画で初めて観光分野でバリアフリーが使用され、「バリアフリー観光の推進」が市の基本施策として表明された。この計画では、バリアフリー、ノーマライゼーション、ユニバーサルデザインの3基本用語が全て使われている。

研究課題4：伊勢市観光振興基本計画におけるバリアフリー政策あるいはバリアフリー観光政策の進展を整理すること

伊勢市観光振興基本計画は、1995年から2014年まで4回策定された。バリアフリー観光の推進政策が着実に進んできたことが明確である。

1995年計画では、バリアフリーなどの用語は使用されていないが、高齢者・障がい者を対象に実質的な内容が盛り込まれている。伊勢志摩の観光客が減少した当時の2003年計画では、伊勢のイメージを「衰退型観光地」と認識している。初めて「バリアフリー」が11

か所使用されており、項目タイトルに「バリアフリー化の推進」が掲げられた。2008年計画では項目タイトルに「ユニバーサルデザインの推進」が、高齢化の伸展に対し「ハード、ソフト両面からバリアフリー対応が急務」とされた。2014年計画に至って、項目タイトルに「先進的なバリアフリー観光の取り組み推進」が掲げられ、伊勢市観光においてバリアフリー観光政策を全国の市町村の中でも先進的に推進することが初めて表明された。

7.2 残された課題

残された課題は多いが、ここでは3点の課題を挙げておきたい。

第1の課題は、岐阜県の総合計画におけるバリアフリー（観光）政策の変遷をまとめることである。高山市と三重県についてすでにまとめてあり、今回、伊勢市に取り組んだ。そこで両地域の比較対照のためには、次は岐阜県の動向の把握が重要である。なお岐阜県は、2016年度から高山市などの県内観光地のバリアフリー環境調査を行なっており、また一元的なサポート窓口の設置を2018年度に設置したいと考えていると報道されている（中日新聞、2016年12月3日付け記事）。

第2は、障害者、高齢者の観光旅行希望と実際の旅行実施率との乖離の統計データを収集することである。本研究では2例の報告をしたが、全体像の把握にはなお一層の蓄積が必要である。

第3は、日本の長期的な観光旅行の件数の推移を把握することである。観光の統計データは近年整備が進んできたが、長期的データは整備されているとはいえない。またこの20-30年の観光客数は減少と考えるが、その要因に関する先行研究も少ない。この2課題は大きな問題であるが、今後、取り組んで行きたいと考えている。

<注>

1 日本一のバリアフリー観光県推進宣言

伊勢音頭に「せめて一生に一度でも」と謡われたお伊勢参りに、数多くの参拝客が訪れることができたのは、旅行業のルーツともいわれる御師（おんし）による参拝や宿泊の世話、街道沿いの先人たちのあたたかい手助けのお蔭があったからと言われています。時代は下り、障がい者のみならず、誰にとってもやさしいまちづくりにつながるバリアフリー観光の推進に、伊勢志摩バリアフリーツアーセンターが先駆的な活動を始めてから11年が経過しました。

三重県民は、先人のおもてなしのこころを継承し、ホスピタリティに満ちた三重の観光を磨き上げるため、県民、観光事業者、行政が協創しながら、日本一のバリアフリー観光を推進する県であることを、記念すべき第62回神宮式年遷宮を迎えるとする平成25年6月、ここ伊勢の地において宣言します。

平成25年6月21日

三重県知事 鈴木 英敬

(<http://www.miebarifuri.com/sengen.html>、2016年10月30日閲覧)

- 2 従来型の様々な観光施策が他の観光地と競争して観光客を奪い合うことに注力してきたといえる。モノの消費と違って、観光サービスの消費は時間が必要なので、ある地域へ旅行に出かけると他の地域への旅行は減少しやすい。障害者・高齢者のマーケットの開拓は今まで余り旅行に出かけられなかつた「新しいマーネットの開拓」であり、ショッペーターのイノベーションの概念における「新販路の開拓」に当ると考えている。
- 3 筆者が国立国会図書館で見出したバリアフリー関係の最古の文献は日本建築学会発行の以下の文献目録である。日本建築学会建築計画委員会ハンディキャップ小委員会編、『障害者・老人を考慮した建築・設備等関連文献目録 昭和30年～昭和53年度・日本編』、社団法人日本建築学会、1973年9月。この文献目録は、書名に昭和30年（1955年）からとなっているが収録されている最古の論文は、昭和35年発行分である。
- 4 國土交通省觀光庁『平成28年版觀光白書』2016年8月、p.238、資料20によれば、三重県の2014年觀光消費額は3,359億円であり、図1-3の三重県庁推計による2014年4,657億円とは大差がある。現在のところ、その相違の原因は不明である。
- 5 日本政策投資銀行（2012）の需要モデルの推定結果は以下のとおり（p.12）。

$$\ln(\text{邦人宿泊旅行延べ参加回数}) = -8.809 + 1.306 \times \ln(\text{生産年齢人口}) \\ (1.703) \\ + 0.295 \times \ln(\text{実質GDP}) - 0.195 \times \text{パソコン普及率} \\ (2.134) \quad (-1.939)$$

補正 $R^2=0.793$ 推計期間：1974年～2009年 () 内はt値

ここで、延べ参加回数＝宿泊旅行参加率×参加回数（参加者平均）×人口。

将来推計の仮定：実質GDPは年率1.0%成長と仮定、パソコン普及率は横ばいと仮定。

- 6 三重県庁が觀光において障害者・高齢者に言及した初期の文献として以下のものを見出した。研修の一環として作成されたもののように思われる。

・昭和59年度N.P.P南勢志摩県民局チーム『活力ある南勢志摩地域の振興策－リフレッシング伊勢志摩を目指して－』1985年1月、全114ページ。

・72ページから73ページに下記の記述がある。

（第5章 実施計画＝リフレッシングプラン）

3. Friendly－福祉社会、高齢化社会における思いやりのある対応－

（2）障害者、老人等に対する配慮

障害者や体の弱い老人もひとりの人間として觀光を楽しむ権利を有しているが現状では、受け入れ体制の不整備が妨げとなっているケースが多い。日本を代表する觀光地、伊勢志摩として各種施設への配慮をし、地域ぐるみで思いやりのあるもてなしを行い、これらの人々が訪れやすい環境づくりを進める。

(3) 地域福祉の増進

当地域において、地域福祉活動を推進し、当地域内のすべての人々にとって住みよい福井社会づくりの建設が必要であることは言うまでもない。また地域のボランティア団体とタイアップして、福祉大会の開催、障害者、老人の参宮ツアーの企画などを行なってゆく。

<参考文献>

- 後藤健太郎・梅川智也、2008、「地方自治体の観光関連条例に関する基礎的研究」、『日本観光研究学会第23回全国大会論文集』、pp.313-316.
- 花岡利幸・鈴木富蔵・橋田友春、1987、「地域振興による観光計画の役割－山梨県における事後評価（県計画編）－」、『日本観光研究者連合全国大会発表論文集』、no. 2, pp. 15-24.
- 北海道大学大学院法学研究科、1998、「地方分権型社会における都道府県の総合計画：北海道の新計画策定を中心として」、『北大法学研究科ジュニア・リサーチ・ジャーナル』、Vol. 5、pp.251-280.
- 伊勢志摩バリアフリーツアーセンター、2016、「特定非営利法人伊勢志摩バリアフリーツアーセンター 視察資料 2016.09 平成28年度」、104ページ.
- 伊藤薰、2014、「全国と飛騨地域の観光客数の実態－その統計的側面を含めた分析－」、『国際地域経済研究』（名古屋市立大学経済学研究科附属経済研究所）、第15号、pp.93-113.
- 伊藤薰、2015 a、「(研究ノート) 岐阜県高山市の福祉観光政策の評価と展望－文献調査の結果と今後の研究方向－」*Review of Economics and Information Studies*（岐阜聖徳学園大学経済情報学部紀要）、Vol.15、No. 3・4、pp.45-60.
- 伊藤薰、2015 b、「岐阜県高山市の福祉観光都市政策の変遷－高山市総合計画による分析－」*Review of Economics and Information Studies*（岐阜聖徳学園大学経済情報学部紀要）、Vol.16、No. 1・2、pp. 7-32.
- 伊藤薰、2016 a、「男女・年齢別観光客の特徴とその推移－全国調査と高山市観光統計による分析－」*Review of Economics and Information Studies*（岐阜聖徳学園大学経済情報学部紀要）、Vol.16、No. 3・4、pp.41-62.
- 伊藤薰、2016 b、「三重県のバリアフリー観光政策の進展－三重県総合計画による分析－」、『日本観光研究学会第31回全国大会論文集』、pp.185-188.
- 伊藤薰、2017、「三重県のバリアフリー観光政策の進展について－三重県総合計画による分析－」、*Review of Economics and Information Studies*（岐阜聖徳学園大学経済情報学部紀要）、Vol.17、No. 3・4、pp.17-47.
- 角野幸博・今井良広、1998、「都道府県総合計画の変遷に関する研究－兵庫県総合計画を

- 事例に』、『計画行政』、Vol.21、No. 3、pp.50-61.
- 観光庁観光産業課、2012 a、「ユニバーサルツーリズムにおけるサービス提供に関する調査【概要】」.
- 観光庁観光産業課、2012 b、「ユニバーサルツーリズムにおけるサービス提供に関する調査報告書」.
- 観光庁観光産業課、2013 a、「ユニバーサルツーリズム促進に向けた地域活動実態調査【概要】」.
- 観光庁観光産業課、2013 b、「ユニバーサルツーリズム促進に向けた地域活動実態調査報告書」.
- 観光庁観光産業課、2014 a、「ユニバーサルツーリズムの普及・促進に関する調査報告書」.
- 観光庁観光産業課、2014 b、「ユニバーサルツーリズムに対応した観光地づくり（バリアフリー観光地づくり）のための地域の受入体制強化マニュアル」.
- 観光庁観光産業課、2015 a、「平成26年度ユニバーサルツーリズム促進事業 報告書」.
- 観光庁観光産業課、2015 b、「ユニバーサルツーリズムに対応した観光地づくり事例集」.
- 観光庁観光産業課、2016 a、「ユニバーサルツーリズムの促進に関する効果検証報告書」.
- 観光庁観光産業課、2016 b、「平成27年度 乳幼児連れ及び妊産婦旅行促進事業 報告書」.
- 観光政策研究会、1995、『観光立国への戦略』、社団法人日本観光協会.
- 国土交通省観光庁、2016、『平成28年版観光白書』.
- 国土交通省総合政策局、2008 a、「誰もが旅行を楽しめる環境づくりのために～観光のユニバーサルデザイン化をめざして～」.
- 国土交通省総合政策局、2008 b、「観光のユニバーサルデザイン化 手引き集～誰もが旅行を楽しめる環境づくりのために～」.
- 国土交通省国土交通政策研究所、2016、「車いす、足腰が不安なシニア層の国内宿泊旅行拡大に関する調査研究」、87ページ.
- 国立社会保障・人口問題研究所、2017、「日本の将来推計人口（平成27年推計）」.
- 公益財団法人東京都市町村自治調査会、2013、『市町村の総合計画のマネジメントに関する調査研究報告書』（平成24年度調査研究報告書）（委託先：三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社）.
- 公益財団法人ちゅううごく産業創造センター、2015、『高齢化社会におけるユニバーサルツーリズムを軸とした観光振興施策の検討調査』.
- 日本観光協会、各年、『観光の実態と志向』.
- 日本建築学会建築計画委員会ハンディキャップ小委員会編、1973、『障害者・老人を考慮した建築・設備等関連文献目録 昭和30年～昭和53年度・日本編』、社団法人日本建築学会.
- 日本政策投資銀行、2012、「宿泊旅行を中心とした観光の課題と展望－東北における震災

- の調査を踏まえてー】。
昭和59年度 N.P.P 南勢志摩県民局チーム、1985、『活力ある南勢志摩地域の振興策－リフレッシング伊勢志摩を目指して－』、114ページ。
伊勢市、1974、『伊勢市総合計画 1974』。
伊勢市、1981、『(第二期) 伊勢市総合計画 1981』。
伊勢市、1986、『第三期 伊勢市総合計画 1986』。
伊勢市、1991、『第四期 伊勢市総合計画－国際文化観光都市をめざして－ 1991』。
伊勢市、1996、『世界にひらかれた交流都市をめざして 1996 第五期伊勢市総合計画』。
伊勢市、2001、『交流と連携・新時代創造のために～伊勢からはじまる新たな世紀～ 2001 第六期伊勢市総合計画』。
伊勢市まちづくり市民会議・伊勢市、2008、『伊勢市総合計画 みんなのまちの計画』。
伊勢市、2014、『第2次伊勢市総合計画 平成26年度～平成29年度』。
伊勢市、2003、『あまねく人々を癒す 心のふるさと 伊勢～多様な楽しみの創造～伊勢市観光振興基本計画21』。
伊勢市、2008、『伊勢市観光振興基本計画 日本人の心のふるさと 伊勢 平成20年3月』。
伊勢市、2014、『みんなで取り組もう 伊勢の観光の未来 伊勢市観光振興基本計画 平成26年3月』。
もっと優しい旅への勉強会編・草薙威一郎監修、1995、『障害者旅行ハンドブック』、学苑社。
中村元、2006、『恋に導かれた観光再生 奇跡のバリアフリー観光誕生の秘密』、長崎出版。
社団法人日本観光協会、1995、『伊勢市観光振興基本計画』。
沖村多賀典、2009、「都道府県におけるスポーツ政策の体系に関する研究－都道府県総合計画の分析を中心として－」、『体育・スポーツ政策研究』、Vol.18, No. 1, pp.55-69.
田子健、2000、「政策動向 分権時代の地方自治体教育改革－都道府県総合計画、教育計画の動向を中心に」、『日本教育政策学会年報』、Vol.7, pp.199-207.
平修久、2003、「都道府県の長期総合計画に関する一考察－今後のあり方をめぐって－」、『聖学院大学総合研究所紀要』、No.25, pp.26-45.
手嶋潤一、1991、「栃木県観光総合計画（昭和23年策定）の成果」、『日本観光研究者連合全国大会発表論文集』、no.6, pp.63-72.
津田令子+編集室、2015、「88歳大女将、連日満室への道 集客10倍！バリアフリー観光はここまで来た」（株）タブレット。
梅川智也、2008、「地方自治体による『観光基本計画』の今日的役割と今後の展望」（特集：観光立国）、『交通工学』交通工学研究会、vol.43, pp.28-36.
山本誠、2003、「モニターが創ったバリアフリーのまち 高山市まちづくりレポート 住みよい町は行きよい町」、ぎょうせい。

(参照ホームページ一覧、2017年5月7日閲覧)

1. 伊勢市産業観光部観光振興課

<http://www.city.ise.mie.jp/12080.htm>

2. 伊勢市情報戦略局企画調整課

<http://www.city.ise.mie.jp/2068.htm>

3. 三重県雇用経済部観光局観光政策課

<http://www.pref.mie.lg.jp/KANKO/>

4. 三重県戦略企画部企画課

<http://www.pref.mie.lg.jp/KIKAKUK/>

5. 観光庁「ユニバーサルツーリズムについて」

<http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/sangyou/manyuaru.html>

6. NPO法人 伊勢志摩バリアフリーツアーセンター

<http://www.barifuri.com/>

補表1 伊勢市・三重県のバリアフリー（観光）政策・ユニバーサルデザイン政策の年表（暫定版）

年次	伊勢志摩のバリアフリー観光の促進、伊勢志摩観光の再生の動き	伊勢市の総合計画・観光計画など	三重県の総合計画・観光計画・要綱・条例	三重県の推進計画・整備マニュアルなど	その他
1974		(1)伊勢市総合計画 1974			
1976		「伊勢市集会都市整備構想」策定	(1)三重県長期総合計画((1976.2)～1985(田川亮三))		
1977			①『三重県観光基本計画』		
1981		(2)(第二期)伊勢市総合計画 1981			
1983			(2)第2次三重県長期総合計画—クローバープラン(1983～1995)(田川亮三)		
1985	昭和59年度N.P.P南勢志摩県民局チーム『活力ある南勢志摩地域の振興策—リフレッシング伊勢志摩を目指して—』1985年1月、114ページ				
1986		(3)第三期 伊勢市総合計画 1986			
1987			②『三重県観光基本計画(CI計画)』(但し、計画の冊子の存在が確認できていない)		リゾート法(総合保養地域整備法)の制定
1988					1988年7月9日、国際リゾート「三重サンベルトゾーン」構想承認(リゾート法適用第1号)、「伊勢・二見重点整備地区」(3030ha)指定
1990			(3)第3次三重県長期総合計画(1990～2000、田川亮三)		
1991		(4)第四期 伊勢市総合計画—国際文化観光都市をめざして— 1991			
1993			③『新三重県観光基本計画』1993年		第61回神宮式年遷宮、内宮前における横丁が開幕障害者基本法の施行
1994	伊勢志摩コンベンション推進機構設立		「三重県だれもが住みよい福祉のまちづくり推進要綱」平成6年4月1日施行。冊子あり。		世界祝祭博覧会(伊勢市朝熊山麓)開催 ハートビル法施行 身体障害者基本法の刊行開始
1995		①(社団法人日本観光協会)伊勢市観光振興基本計画 平成7年3月			観光政策審議会答申「今後の観光政策の基本的な方向」
1996		(5)世界にひらかれた交流都市をめざして 1996 第五期伊勢市総合計画			「国際会議観光都市」(伊勢志摩地域)認定
1997			(4)新しい総合計画 三重のくにづくり宣言 2010年への変革と創造(1997～2010、北川正恭)、バリアフリーと「観光・リゾート地のバリアフリー化」が記述された。		ハートビル法認定ホテル「慶泉」完成(鳥羽市)
1998		「心かよう暮らしあいまちづくり 伊勢市障害者や高齢者にやさしいまちづくり総合計画」	三重県バリアフリーのまちづくり推進検討委員会『バリアフリーのまちづくり推進に関する報告書 中間まとめ』(平成10年11月、14ページ)		国際観光テーマ地区認定
1999	「三重県バリアフリー観光マップ」作成		「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」平成11年3月19日制定、三重県条例第2号		
2000			条例一部改正(平成12年7月)	『三重県バリアフリーのまちづくり推進計画』(2000年度～2010年度、平成12年3月、56ページ) 『バリアフリーのまちづくり施設 整備マニュアル』(平成12年3月、143ページ、条例の掲載あり)	交通バリアフリー法施行

伊勢市のバリアフリー観光政策の進展について

年次	伊勢志摩のバリアフリー観光の促進、伊勢志摩観光の再生の動き	伊勢市の総合計画・観光計画など	三重県の総合計画・観光計画・要綱・条例	三重県の推進計画・整備マニュアルなど	その他
2001	伊勢バリアリ団『伊勢・鳥羽・志摩ガイド「おでかけ！チエアウォーカー」車椅子で遊びに行こう！』伊勢志摩NPOネットワークの会発行、2001年3月11日、48ページ、累計5000部、2003年3月発売 2001. 3. 11 特定非営利活動法人伊勢志摩NPOネットワークの会(通称ほんぽん)のフォーラム開催(毎年)、北川知事出席 伊勢志摩再生プロジェクトが始まる	(6)交流と連携・新時代創造のために～伊勢からはじまる新たな世紀～ 2001 第6期伊勢市総合計画	条例一部改正(平成13年3月)		
2002	伊勢志摩NPOネットワークの会(伊勢バリアリ団)『三重バリアフリーレジャーガイド』(社)三重県観光連盟、2002年、16ページ 2002年4月12日、伊勢志摩BFTセンターが鳥羽一番街に発足			『印刷物・名刺・封筒のユニバーサルデザイン』2002年12月、29ページ	ボランティアグループ伊勢市福祉マップづくりの会『バリアのない暮らし ハートフルタウンいせ』2002年10月
2003	NPO法人伊勢志摩BFTセンター承認	②あまねく人々を癒す 心のふるさと 伊勢～多様な楽しみの創造～ 伊勢市観光振興基本計画21	条例一部改正(平成15年3月)	『バリアフリーのまちづくり施設 整備マニュアル』(平成15年8月、156ページ)	山本誠、2003、『モニターが創ったバリアフリーのまち 高山市まちづくりレポート 住みよい町は行きよい町』、ぎょうせい、改正ハートビル法施行
2004			(5)三重県総合計画 県民しあわせプラン(2004.04からおおむね10年先、野呂昭彦)、戦略計画で「観光地のバリアフリー化」が記述された。 ④『三重県観光振興プラン－観光構造の変革、そして観光文化の創造を目指して』2004年	『ユニバーサルデザインのまちづくり施設 整備マニュアル』(初版、平成16年10月)	
2005	地域再生法に基づく「バリアフリーの視点で取り組む観光地・伊勢志摩再生計画」が認められる		条例一部改正(平成17年10月)	『ユニバーサルデザインのまちづくり施設 整備マニュアル』(第二版、平成17年1月、350ページ)	
2006	中村元『恋に導かれた観光再生奇跡のバリアフリー観光誕生の秘密』長崎出版、2006年12月、230ページ			『ユニバーサルデザインのまちづくり 施設整備事例集 平成18年2月』78ページ	
2007			条例一部改正(平成19年3月) 条例の題名改正『三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例』(平成19年4月1日施行)	『第1次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画2007～2010』2007年7月、42ページ 『既存公共的施設のバリアフリー化に対する取組み』(平成19年3月)	沖縄観光バリアフリー宣言(沖縄県観光バリアフリー化推進事業の最終年度、2007年2月14日)
2008		(7)伊勢市総合計画 みんなのまちの計画 ③伊勢市観光振興計画 日本人の心のふるさと 伊勢 平成20年3月		『ユニバーサルデザインのまちづくり施設 整備マニュアル』(第三版、平成20年4月)	
2009					
2010	日本バリアフリー観光推進機構の発足			『ユニバーサルデザインのまちづくり施設 整備マニュアル』(第四版、平成22年10月、368ページ)	
2011	2011年1月、日本ユニバーサルツーリズム推進ネットワークの発足			『第2次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画 2011～2014』平成23年4月、39ページ	
2012			(6)みえ県民力ビジョン(2012からおおむね10年先、鈴木英敬) ⑤平成24年3月『三重県観光振興基本計画』(平成24年度～27年度)		日本政策投資銀行、2012、『宿泊旅行を中心とした観光の課題と展望－東北における震災の調査を踏まえて－』 2012. 3. 30 「観光立国推進基本計画」閣議決定

年次	伊勢志摩のバリアフリー観光の促進、伊勢志摩観光の再生の動き	伊勢市の総合計画・観光計画など	三重県の総合計画・観光計画・要綱・条例	三重県の推進計画・整備マニュアルなど	その他
2013	三重県による「日本一のバリアフリー観光推進県宣言(2013年6月21日)		『三重県ユニアーサルデザインのまちづくり推進条例(道路・公園編)』『三重県ユニアーサルデザインのまちづくり推進条例(建築物編)』		第62回神宮式年遷宮
2014		(8)第2次伊勢市総合計画 平成26年度～平成29年度			障害者権利条約を締結
2015	津田令子+編集部『88歳大女将、連日満室への道 集客10倍！バリアフリー観光はここまで来た』タブレット、2015年3月、237ページ	④みんなで取り組もう 伊勢の観光の未来 伊勢市観光振興基本計画 平成26年3月		『第3次三重県ユニアーサルデザインのまちづくり推進計画 2015～2018』平成27年4月『わかりやすい情報の提供のためのガイドライン(平成27年作成)』(詳細版)	『高齢化社会におけるユニアーサルツーリズムを軸とした観光振興施策の検討調査』2015年3月 『日経グローバル』2015.06.01、「ユニアーサルツーリズム始動 NPOが先行 追う自治体」
2016			⑥平成28年3月『三重県観光振興基本計画(平成28年度～31年度)』、伊勢志摩バリアフリーセンター開発のバーンナルバリアフリー基準を採用。		障害者差別解消法が施行 伊勢志摩サミット(2016年5月26日から27日) 福島市バリアフリー観光推進宣言(第6回バリアフリー観光推進全国フォーラムふくしま大会、2016年6月24日) 「車いす、足腰が不安なシニア層の国内宿泊旅行拡大に関する調査研究』『国土交通政策研究』、国土交通省国土交通政策研究所、2016年4月。 観光庁観光産業課、2016、「ユニアーサルツーリズムの促進に関する効果検証」 2016.3.30 「明日の日本を支える観光ビジョン」策定